

平成十二年建設省令第二十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則を次のように定める。

目次

第一章 住宅性能評価

第一節 住宅性能評価（第一条―第七条の四）

第二節 登録住宅性能評価機関（第八条―第二十三条）

第三節 登録講習機関（第二十四条―第三十九条）

第二章 住宅型式性能認定等

第一節 住宅型式性能認定（第四十条―第四十二条）

第二節 認証型式住宅部分等製造者（第四十三条―第五十七条）

第三節 登録住宅型式性能認定等機関（第五十八条―第七十七条）

第三章 特別評価方法認定

第一節 特別評価方法認定（第七十八条―第八十三条）

第二節 登録試験機関（第八十四条―第九十条）

第四章 住宅に係る紛争の処理体制

第一節 指定住宅紛争処理機関（第百条―第一百六条）

第二節 住宅紛争処理支援センター（第百十六條の二―第百二十四条）

第五章 権限の委任（第百二十五条）

附則

第一章 住宅性能評価

第一節 住宅性能評価

第一条 住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 申請者の氏名又は名称及び住所

二 住宅性能評価を行った新築住宅にあっては、当該新築住宅の建築主及び設計者の氏名又は名称及び連絡先

三 建設された住宅に係る住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）を行った新築住宅にあっては、当該新築住宅の工事監理者及び工事施工者の氏名又は名称及び連絡先

四 住宅性能評価を行った既存住宅（新築住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）にあっては、当該既存住宅の所有者（当該既存住宅が共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）以外の住宅（以下「共同住宅等」という。）である場合にあっては、住宅性能評価を行った住戸の所有者に限る。）の氏名又は名称及び連絡先

五 住宅性能評価を行った既存住宅にあっては、新築、増築、改築、移転、修繕及び模様替（修繕及び模様替にあっては、軽微なものを除く。）の時に於ける当該既存住宅の建築主、設計者、工事監理者、工事施工者及び売主の氏名又は名称及び連絡先（国土交通大臣及び消費者庁長官が定める方法により確認されたものに限る。）並びにその確認の方法

六 住宅性能評価を行った住宅の所在地及び名称

七 住宅性能評価を行った住宅の階数、延べ面積、構造その他の当該住宅に関する基本的な事項で国土交通大臣及び消費者庁長官が定めるもの（国土交通大臣及び消費者庁長官が定める方法により確認されたものに限る。）及びその確認の方法

八 住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項（以下「性能表示事項」という。）ことの住宅性能評価の実施の有無

九 住宅性能評価を行った住宅の性能その他日本住宅性能表示基準に従って表示すべきもの

十 住宅性能評価を行った既存住宅にあっては、住宅性能評価の際に認められた当該既存住宅に関し特記すべき事項（前号に掲げるものを除く。）

十一 住宅性能評価を行った住宅の地盤の液状化に関し住宅性能評価の際に入手した事項のうち参考となるもの（申請者からの申出があった場合に限る。）

十二 住宅性能評価書を交付する登録住宅性能評価機関の名称及び登録の番号

十三 登録住宅性能評価機関の印

十四 住宅性能評価を行った評価員の氏名

十五 住宅性能評価書の交付番号

十六 住宅性能評価書を交付する年月日

第十七条 住宅性能評価書に付すべき標準

第十八条 法第五条第一項の国土交通省令・内閣府令で定める標準で設計住宅性能評価書に係るものは、別記第一号様式に定める標準とする。

第十九条 法第五条第一項の国土交通省令・内閣府令で定める標準で建設住宅性能評価書に係るものは、住宅性能評価を行った住宅が新築住宅である場合にあっては別記第二号様式に、既存住宅である場合にあっては別記第三号様式に定める標準とする。

第二十条 設計住宅性能評価の申請

第二十一条 設計された住宅に係る住宅性能評価（以下「設計住宅性能評価」という。）の申請をしようとする者は、別記第四号様式の設計住宅性能評価申請書（設計住宅性能評価書が交付された住宅でその計画の変更をしようとするものに係る設計住宅性能評価（以下この項において「変更設計住宅性能評価」という。）にあっては、第一面を別記第五号様式としたものとする。以下単に「設計住宅性能評価申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ、設計住宅性能評価のための必要な図書で国土交通大臣及び消費者庁長官が定めるもの（変更設計住宅性能評価にあっては、当該変更に係るものに限る。以下この条において「設計評価申請添付図書」という。）を添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。

第二十二条 前項の申請は、性能表示事項のうち設計住宅性能評価を希望するもの（住宅性能評価を受けなければならない事項として国土交通大臣及び消費者庁長官が定めるもの（以下「必須評価事項」という。）を除く。）を明らかにして、しなければならない。

第二十三条 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る設計住宅性能評価の申請のうち、次に掲げるもの（以下「設計住宅性能評価申請添付図書」という。）を添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。

一 第一項の規定にかかわらず、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号イ（三）の規定により指定されたものを明示すること（以下「指定事項」という。）を要しない。

二 第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを添えたもの

三 第二十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを有している登録住宅性能評価機関が設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号ロ（四）の規定により指定されたものを明示しないこと

四 第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたもの

五 第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを有している登録住宅性能評価機関が設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号ロ（四）の規定により指定されたものを明示しないこと

六 特別評価方法認定を受けた方法（以下「認定特別評価方法」という。）を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、設計評価申請添付図書のほか、設計住宅性能評価申請書の正本及び副本に、それぞれ、第八十条第一項に規定する特別評価方法認定書の写しを添えなければならない（登録住宅性能評価機関が、当該特別評価方法認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

七 認定特別評価方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち評価方法基準（当該認定特別評価方法により代えられる方法に限る。）に従って評価されるべき事項については、これを明示することを要しない。

八 登録住宅性能評価機関は、設計住宅性能評価申請書及びその添付図書の受理については、電子情報処理組織（登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第四十五条第五項において同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の

機関が設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号イ（三）の規定により指定されたものを明示しないことについて評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認められたもの

九 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る設計住宅性能評価の申請のうち、次に掲げるもの（以下「設計住宅性能評価申請添付図書」という。）を添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。

一 第一項の規定にかかわらず、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号イ（三）の規定により指定されたものを明示すること（以下「指定事項」という。）を要しない。

二 第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを添えたもの

三 第二十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを有している登録住宅性能評価機関が設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号ロ（四）の規定により指定されたものを明示しないこと

四 第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたもの

五 第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを有している登録住宅性能評価機関が設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号ロ（四）の規定により指定されたものを明示しないこと

六 特別評価方法認定を受けた方法（以下「認定特別評価方法」という。）を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、設計評価申請添付図書のほか、設計住宅性能評価申請書の正本及び副本に、それぞれ、第八十条第一項に規定する特別評価方法認定書の写しを添えなければならない（登録住宅性能評価機関が、当該特別評価方法認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

七 認定特別評価方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち評価方法基準（当該認定特別評価方法により代えられる方法に限る。）に従って評価されるべき事項については、これを明示することを要しない。

八 登録住宅性能評価機関は、設計住宅性能評価申請書及びその添付図書の受理については、電子情報処理組織（登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第四十五条第五項において同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の

機関が設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号イ（三）の規定により指定されたものを明示しないことについて評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認められたもの

九 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る設計住宅性能評価の申請のうち、次に掲げるもの（以下「設計住宅性能評価申請添付図書」という。）を添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。

一 第一項の規定にかかわらず、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号イ（三）の規定により指定されたものを明示すること（以下「指定事項」という。）を要しない。

二 第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを添えたもの

三 第二十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを有している登録住宅性能評価機関が設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号ロ（四）の規定により指定されたものを明示しないこと

四 第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたもの

五 第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを有している登録住宅性能評価機関が設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号ロ（四）の規定により指定されたものを明示しないこと

六 特別評価方法認定を受けた方法（以下「認定特別評価方法」という。）を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、設計評価申請添付図書のほか、設計住宅性能評価申請書の正本及び副本に、それぞれ、第八十条第一項に規定する特別評価方法認定書の写しを添えなければならない（登録住宅性能評価機関が、当該特別評価方法認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

七 認定特別評価方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち評価方法基準（当該認定特別評価方法により代えられる方法に限る。）に従って評価されるべき事項については、これを明示することを要しない。

八 登録住宅性能評価機関は、設計住宅性能評価申請書及びその添付図書の受理については、電子情報処理組織（登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第四十五条第五項において同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の

機関が設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号イ（三）の規定により指定されたものを明示しないことについて評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認められたもの

九 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る設計住宅性能評価の申請のうち、次に掲げるもの（以下「設計住宅性能評価申請添付図書」という。）を添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。

一 第一項の規定にかかわらず、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号イ（三）の規定により指定されたものを明示すること（以下「指定事項」という。）を要しない。

二 第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを添えたもの

三 第二十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを有している登録住宅性能評価機関が設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号ロ（四）の規定により指定されたものを明示しないこと

四 第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたもの

五 第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを有している登録住宅性能評価機関が設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号ロ（四）の規定により指定されたものを明示しないこと

六 特別評価方法認定を受けた方法（以下「認定特別評価方法」という。）を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、設計評価申請添付図書のほか、設計住宅性能評価申請書の正本及び副本に、それぞれ、第八十条第一項に規定する特別評価方法認定書の写しを添えなければならない（登録住宅性能評価機関が、当該特別評価方法認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

七 認定特別評価方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち評価方法基準（当該認定特別評価方法により代えられる方法に限る。）に従って評価されるべき事項については、これを明示することを要しない。

八 登録住宅性能評価機関は、設計住宅性能評価申請書及びその添付図書の受理については、電子情報処理組織（登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第四十五条第五項において同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の

機関が設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号イ（三）の規定により指定されたものを明示しないことについて評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認められたもの

九 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る設計住宅性能評価の申請のうち、次に掲げるもの（以下「設計住宅性能評価申請添付図書」という。）を添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。

一 第一項の規定にかかわらず、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号イ（三）の規定により指定されたものを明示すること（以下「指定事項」という。）を要しない。

二 第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを添えたもの

三 第二十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを有している登録住宅性能評価機関が設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号ロ（四）の規定により指定されたものを明示しないこと

四 第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたもの

五 第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを有している登録住宅性能評価機関が設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号ロ（四）の規定により指定されたものを明示しないこと

六 特別評価方法認定を受けた方法（以下「認定特別評価方法」という。）を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、設計評価申請添付図書のほか、設計住宅性能評価申請書の正本及び副本に、それぞれ、第八十条第一項に規定する特別評価方法認定書の写しを添えなければならない（登録住宅性能評価機関が、当該特別評価方法認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

七 認定特別評価方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち評価方法基準（当該認定特別評価方法により代えられる方法に限る。）に従って評価されるべき事項については、これを明示することを要しない。

八 登録住宅性能評価機関は、設計住宅性能評価申請書及びその添付図書の受理については、電子情報処理組織（登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第四十五条第五項において同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の

事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。の受理によることができる。

（設計住宅性能評価書の交付等）

第四条 設計住宅性能評価書の交付は、設計住宅性能評価申請書の副本及びその添付図書を添えて行わなければならない。

2 登録住宅性能評価機関は、次に掲げる場合において、設計住宅性能評価書を交付してはならない。この場合において、登録住宅性能評価機関は、別記第六号様式の通知書を申請者に交付しなければならない。

一 設計住宅性能評価申請書又はその添付図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるとき。

二 設計住宅性能評価申請書又はその添付図書に記載された内容が明らかに虚偽であると認めるとき。

三 申請に係る住宅の計画が、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項の建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。

3 前項の通知書の交付は、設計住宅性能評価申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。ただし、共同住宅又は長屋における二以上の住戸で一の申請者により設計住宅性能評価の申請が行われたものうち、それらの一部について同項の通知書を交付する場合にあっては、この限りでない。

4 登録住宅性能評価機関から設計住宅性能評価書を交付された者は、設計住宅性能評価書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、設計住宅性能評価書の再交付を当該登録住宅性能評価機関に申請することができる。

（建設住宅性能評価の申請）

第五条 建設住宅性能評価の申請をしようとする者は、新築住宅に係る申請にあっては別記第七号様式の、既存住宅に係る申請にあっては別記第八号様式の建設住宅性能評価申請書（建設住宅性能評価書が交付された住宅でその建設工事の変更をしようとするものに係る建設住宅性能評価（以下この項において「変更建設住宅性能評価」という。）にあっては第一面を別記第九

号様式としたものとする。以下単に「建設住宅性能評価申請書」という。）の正本及び副本にそれぞれ、当該住宅に係る設計住宅性能評価書又はその写し（新築住宅については当該住宅に係る設計住宅性能評価を行った登録住宅性能評価機関とは異なる登録住宅性能評価機関に申請しようとする場合に限る。）、建設住宅性能評価のために必要な図書で国土交通大臣及び消費者庁長官が定めるもの（変更建設住宅性能評価にあっては、当該変更に係るものに限る。）並びに建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証（以下この項において単に「確認済証」という。）の写しを添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。ただし、同法第六条第一項の規定による確認を要しない住宅に係る申請又は既存住宅に係る建設住宅性能評価の申請にあっては、確認済証の写しの添付を要しない。

2 前項の申請は、性能表示事項のうち建設住宅性能評価を希望するもの（必須評価事項を除く。）を明らかにして、しなければならない。

3 新築住宅に係る建設住宅性能評価の申請は、検査時期（住宅性能評価のための検査を行うべき時刻として評価方法基準に定められたもの（第六十四条第一号ロ（4）の規定により指定された検査が、特定の時期に行うべき検査のすべてのものである場合においては、当該時期を除く。）をいう。以下同じ。）のうち最初のものの後の工程に係る工事を開始するまでに、これを行わなければならない。ただし、検査を要しない住宅にあっては、この限りでない。

4 第三条第五項及び第六項の規定は、既存住宅に係る建設住宅性能評価の申請について準用する。

5 第三条第七項の規定は、建設住宅性能評価申請書及びその添付図書の受理について準用する。

（検査）

第六条 建設住宅性能評価（新築住宅に係るものに限る。以下この条において同じ。）の申請者は、登録住宅性能評価機関に対し、検査時期に行われるべき検査の対象となる工程（以下この条において「検査対象工程」という。）に係る工事が完了する日又は完了した日を通知しなければならない。

2 登録住宅性能評価機関は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又は

その通知を受理した日のいずれか遅い日から七日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせなければならない。

3 建設住宅性能評価の申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を報告する書類で評価方法基準に定められたもの（以下「施工状況報告書」という。）を登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。

4 第三条第七項の規定は、施工状況報告書の受理について準用する。

5 建設住宅性能評価の申請者は、検査が行われる場合には、当該住宅の建設工事が設計住宅性能評価書に表示された性能を有する住宅のものであることを証する図書を当該工事現場に備えておかななければならない。

6 前項の図書が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項の図書に代えることができる。

7 登録住宅性能評価機関は、新築住宅に係る検査を行ったときは、遅滞なく、別記第十号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告しなければならない。

8 第四条第五項の規定は、前項の規定による報告について準用する。

第七条 建設住宅性能評価書の交付は、建設住宅性能評価申請書の副本及び第十五条第一号ロ（一）若しくはハ（2）に規定する書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限り。）又はその写しを添えて行わなければならない。

2 登録住宅性能評価機関は、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては第一号、第二号又は第四号に掲げる場合においては、建設住宅性能評価書を交付してはならない。この場合において、登録住宅性能評価機関は、別記第十一号様式の通知書を申請者に交付しなければならない。

一 建設住宅性能評価申請書若しくはその添付図書、施工状況報告書又は前条第五項に規定する図書（次号において「申請書等」という。）に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるとき。

二 申請書等に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。

三 申請に係る住宅が、建築基準法第六条第一項の建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。

四 登録住宅性能評価機関の責に帰すことのできない事由により検査を行うことができないとき。

五 申請に係る住宅について建築基準法第七条第五項又は第七条の二第五項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第七条第一項の規定による検査を要しない住宅又は同法第七条の六第一項第一号若しくは第二号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでない。

3 前項の通知書の交付は、建設住宅性能評価申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。第四条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

4 登録住宅性能評価機関から建設住宅性能評価書を交付された者（次項において「被交付者」という。）は、建設住宅性能評価書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、建設住宅性能評価書の再交付を当該登録住宅性能評価機関に申請することができる。

5 住宅を新築する建設工事の請負契約又は住宅を譲渡する契約を被交付者と締結し、かつ、被交付者から当該住宅に係る当該建設住宅性能評価書又はその写しを交付された者は、建設住宅性能評価書の交付を当該登録住宅性能評価機関に申請することができる。

6 第四条第五項の規定は、前各項に規定する図書の交付について準用する。

（長期使用構造等であることの確認の申請）

第七条の二 法第六条の二第一項の規定による求めをしようとする者は、別記第十一号の二様式の確認申請書（第七条の四第一項第一号に規定する確認申請書又は法第六条の二第五項の住宅性能評価書が交付された住宅でその計画の変更をしようとするものに係る確認（以下この項において「変更確認」という。）にあっては第一面を別記第十一号の三様式としたものとする。以下単に「確認申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ、同条第三項の規定による確認のために必要な図書で国土交通大臣が定めるもの（変更確認にあっては、当該変更に係るものに

限る。)を添えて、これを登録住宅性能評価機
関に提出しなければならない。

2 第三条第七項の規定は、確認申請書及びその
添付図書の受理について準用する。

7 第七条の三 法第六条の二第二項の規定により住
宅性能評価の申請と併せて同条第一項の規定に
よる求めをしようとする場合における第三条第
一項の規定及び第五条第一項の規定の適用につ
いては、第三条第一項中「を添えて」とあるのは
「並びに法第六条の二第四項の規定による確
認のために必要な図書で国土交通大臣が定める
ものを添えて」と、第五条第一項中「並びに建
築基準法第六條第一項又は第六條の二第一項の
確認済証(以下この項において単に「確認済
証」という。)の写しを添えて」とあるのは、「
建築基準法第六條第一項又は第六條の二第一項
の確認済証(以下この項において単に「確認済
証」という。)の写し並びに法第六條の二第四
項の規定による確認のために必要な図書で国土
交通大臣が定めるものを添えて」とする。
(確認書の交付等)

7 第七条の四 法第六条の二第三項の規定による確
認書の交付は、次の各号に掲げる場合に依り、
それぞれ当該各号に定めるものに確認申請書の
副本及びその添付図書を添えて行わなければな
らない。
一 当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等
であることを確認した場合 別記第十一号の
四様式による確認書
二 当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等
でないことを確認した場合 別記第十一号の
五様式による確認書

2 登録住宅性能評価機関から確認書を交付され
た者は、確認書を滅失し、汚損し、又は破損し
たときは、確認書の再交付を当該登録住宅性能
評価機関に申請することができる。

第二節 登録住宅性能評価機関

(登録住宅性能評価機関に係る登録の申請)

8 第八条 法第七条第一項に規定する登録を受けよ
うとする者は、別記第十二号様式の登録住宅性
能評価機関登録申請書に次に掲げる書類を添え
て、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
二 申請の日の属する事業年度の前事業年度に
おける財産目録及び貸借対照表。ただし、申
請の日の属する事業年度に設立された法人に

あつては、その設立時における財産目録とす
る。
三 申請に係る意思の決定を証する書類
四 申請者(法人である場合はその役員(持分
会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)
第五百七十五條第一項に規定する持分会社を
いう。以下同じ。)にあつては、業務を執行
する社員。以下同じ。))の氏名及び略歴(申
請者が住宅関連事業者の役員又は職員(過去
二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員
であつた者を含む。)である場合には、その
旨を含む。)を記載した書類
五 主要な株主の構成を記載した書類
六 組織及び運営に関する事項(評価の業務以
外の業務を行つてゐる場合は、当該業務の種
類及び概要)を記載した書類
七 申請者が法第八条第一号及び第二号に規定
する者に該当しない旨の市町村(特別区を含
む。以下同じ。)の長の証明書
八 申請者が法第八条第三号から第六号までに
該当しない旨を誓約する書面
九 別記第十三号様式の評価の業務の計画棟数
を記載した書類
十 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏
名及び略歴を記載した書類
十一 評価員となるべき者の氏名及び略歴を記
載した書類並びに当該者が法別表の中段に掲
げる者であることを証する書類及び登録講習
機関が行う講習の課程を修了したことを証す
る書類
十二 その他参考となる事項を記載した書類
(登録住宅性能評価機関に係る登録の区分)

9 第九条 法第七条第二項の国土交通省令で定める
区分は、同項各号に掲げる住宅の種別ごとにそ
れぞれ次に掲げるものとする。
一 設計住宅性能評価を行う者としての登録
二 新築住宅である住宅の建設住宅性能評価を
行う者としての登録
三 既存住宅である住宅の建設住宅性能評価を
行う者としての登録
(心身の故障により評価の業務を適正に行うこ
とができない者)

9 第九条の二 法第八条第五号の国土交通省令で定
める者は、精神の機能の障害により評価の業務
を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び
意思疎通を適切に行うことができない者とな
る。

(登録住宅性能評価機関登録簿の記載事項)
10 第十条 法第九条第二項第六号の国土交通省令で
定める事項は、次に掲げるものとする。
一 登録住宅性能評価機関が法人である場合
は、役員(の氏名
二 評価の業務を行う部門の専任の管理者の
氏名
三 登録住宅性能評価機関が評価の業務を行う
区域
(公示事項)
11 第十一条 法第十条第一項の国土交通省令で定め
る事項は、前条各号に掲げる事項とする。
(登録住宅性能評価機関に係る事項の変更の届
出)
12 第十二条 登録住宅性能評価機関は、法第十条第
二項の規定により法第九条第二項第二号又は第
四号から第六号までに掲げる事項を変更しよう
とするときは、別記第十四号様式の登録住宅性
能評価機関変更届出書に第八条各号に掲げる書
類のうち変更に係るものを添えて、これを国土
交通大臣に提出しなければならない。
(登録住宅性能評価機関に係る登録の更新)
13 第十三条 登録住宅性能評価機関は、法第十一条
第一項の登録の更新を受けようとするときは、
別記第十五号様式の登録住宅性能評価機関登録
更新申請書に第八条各号に掲げる書類を添え
て、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
2 第九条及び第十条の規定は、登録住宅性能評
価機関が登録の更新を行う場合について準用す
る。
(承継の届出)
14 第十四条 法第十二条第二項の規定により登録住
宅性能評価機関の地位の承継の届出をしよう
とする者は、別記第十六号様式の登録住宅性能評
価機関事業承継届出書に次に掲げる書類を添え
て、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
一 法第十二条第一項の規定により登録住宅性
能評価機関の事業の全部を譲り受けて登録住
宅性能評価機関の地位を承継した者にあつて
は、別記第十七号様式の登録住宅性能評価機
関事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しが
あつたことを証する書面
二 法第十二条第一項の規定により登録住宅性
能評価機関の地位を承継した相続人であつ
て、二以上の相続人の全員の同意により選定

されたものにあつては、別記第十八号様式の
登録住宅性能評価機関事業承継同意証明書及
び戸籍謄本
三 法第十二条第一項の規定により登録住宅性
能評価機関の地位を承継した相続人であつ
て、前号の相続人以外のものにあつては、別
記第十九号様式の登録住宅性能評価機関事業
承継証明書及び戸籍謄本
四 法第十二条第一項の規定により合併によつ
て登録住宅性能評価機関の地位を承継した法
人にあつては、その法人の登記事項証明書
五 法第十二条第一項の規定により分割によつ
て登録住宅性能評価機関の地位を承継した法
人にあつては、別記第二十号様式の登録住宅
性能評価機関事業承継証明書、事業の全部の
承継があつたことを証する書面及びその法人
の登記事項証明書
(評価の業務の実施基準)
15 第十五条 法第十五条第二項の国土交通省令で定
める基準は、次に掲げるとおりとする。
一 次に掲げる方法により住宅性能評価を行う
こと。
イ 設計住宅性能評価は、評価方法基準に従
い、設計住宅性能評価申請書及びその添付
図書をもつて行うこと。
ロ 新築住宅に係る建設住宅性能評価は、次
に定める方法により行うこと。
(1) 建設住宅性能評価申請書及びその添付
図書、施工状況報告書並びに第六条第五
項の図書をもつて行うこと。
(2) 検査は、評価方法基準に従い、検査時
期に実地に行うこと。
ハ 既存住宅に係る建設住宅性能評価は、次
に定める方法により行うこと。
(1) 建設住宅性能評価の実施上の必要に応
じ、平面図、立面図、断面図、配置図、
構造計算書その他の図書を作成するこ
と。
(2) 建設住宅性能評価申請書及びその添付
図書並びに(一)に規定する図書をもつ
て行うこと。
(3) 検査は、評価方法基準に従い、実地に
行うこと。
二 法第六条の二第三項及び第四項の規定によ
る確認は、評価員(次の表の各号の上欄に掲

されたものにあつては、別記第十八号様式の
登録住宅性能評価機関事業承継同意証明書及
び戸籍謄本
三 法第十二条第一項の規定により登録住宅性
能評価機関の地位を承継した相続人であつ
て、前号の相続人以外のものにあつては、別
記第十九号様式の登録住宅性能評価機関事業
承継証明書及び戸籍謄本
四 法第十二条第一項の規定により合併によつ
て登録住宅性能評価機関の地位を承継した法
人にあつては、その法人の登記事項証明書
五 法第十二条第一項の規定により分割によつ
て登録住宅性能評価機関の地位を承継した法
人にあつては、別記第二十号様式の登録住宅
性能評価機関事業承継証明書、事業の全部の
承継があつたことを証する書面及びその法人
の登記事項証明書
(評価の業務の実施基準)
15 第十五条 法第十五条第二項の国土交通省令で定
める基準は、次に掲げるとおりとする。
一 次に掲げる方法により住宅性能評価を行う
こと。
イ 設計住宅性能評価は、評価方法基準に従
い、設計住宅性能評価申請書及びその添付
図書をもつて行うこと。
ロ 新築住宅に係る建設住宅性能評価は、次
に定める方法により行うこと。
(1) 建設住宅性能評価申請書及びその添付
図書、施工状況報告書並びに第六条第五
項の図書をもつて行うこと。
(2) 検査は、評価方法基準に従い、検査時
期に実地に行うこと。
ハ 既存住宅に係る建設住宅性能評価は、次
に定める方法により行うこと。
(1) 建設住宅性能評価の実施上の必要に応
じ、平面図、立面図、断面図、配置図、
構造計算書その他の図書を作成するこ
と。
(2) 建設住宅性能評価申請書及びその添付
図書並びに(一)に規定する図書をもつ
て行うこと。
(3) 検査は、評価方法基準に従い、実地に
行うこと。
二 法第六条の二第三項及び第四項の規定によ
る確認は、評価員(次の表の各号の上欄に掲

されたものにあつては、別記第十八号様式の
登録住宅性能評価機関事業承継同意証明書及
び戸籍謄本
三 法第十二条第一項の規定により登録住宅性
能評価機関の地位を承継した相続人であつ
て、前号の相続人以外のものにあつては、別
記第十九号様式の登録住宅性能評価機関事業
承継証明書及び戸籍謄本
四 法第十二条第一項の規定により合併によつ
て登録住宅性能評価機関の地位を承継した法
人にあつては、その法人の登記事項証明書
五 法第十二条第一項の規定により分割によつ
て登録住宅性能評価機関の地位を承継した法
人にあつては、別記第二十号様式の登録住宅
性能評価機関事業承継証明書、事業の全部の
承継があつたことを証する書面及びその法人
の登記事項証明書
(評価の業務の実施基準)
15 第十五条 法第十五条第二項の国土交通省令で定
める基準は、次に掲げるとおりとする。
一 次に掲げる方法により住宅性能評価を行う
こと。
イ 設計住宅性能評価は、評価方法基準に従
い、設計住宅性能評価申請書及びその添付
図書をもつて行うこと。
ロ 新築住宅に係る建設住宅性能評価は、次
に定める方法により行うこと。
(1) 建設住宅性能評価申請書及びその添付
図書、施工状況報告書並びに第六条第五
項の図書をもつて行うこと。
(2) 検査は、評価方法基準に従い、検査時
期に実地に行うこと。
ハ 既存住宅に係る建設住宅性能評価は、次
に定める方法により行うこと。
(1) 建設住宅性能評価の実施上の必要に応
じ、平面図、立面図、断面図、配置図、
構造計算書その他の図書を作成するこ
と。
(2) 建設住宅性能評価申請書及びその添付
図書並びに(一)に規定する図書をもつ
て行うこと。
(3) 検査は、評価方法基準に従い、実地に
行うこと。
二 法第六条の二第三項及び第四項の規定によ
る確認は、評価員(次の表の各号の上欄に掲

されたものにあつては、別記第十八号様式の
登録住宅性能評価機関事業承継同意証明書及
び戸籍謄本
三 法第十二条第一項の規定により登録住宅性
能評価機関の地位を承継した相続人であつ
て、前号の相続人以外のものにあつては、別
記第十九号様式の登録住宅性能評価機関事業
承継証明書及び戸籍謄本
四 法第十二条第一項の規定により合併によつ
て登録住宅性能評価機関の地位を承継した法
人にあつては、その法人の登記事項証明書
五 法第十二条第一項の規定により分割によつ
て登録住宅性能評価機関の地位を承継した法
人にあつては、別記第二十号様式の登録住宅
性能評価機関事業承継証明書、事業の全部の
承継があつたことを証する書面及びその法人
の登記事項証明書
(評価の業務の実施基準)
15 第十五条 法第十五条第二項の国土交通省令で定
める基準は、次に掲げるとおりとする。
一 次に掲げる方法により住宅性能評価を行う
こと。
イ 設計住宅性能評価は、評価方法基準に従
い、設計住宅性能評価申請書及びその添付
図書をもつて行うこと。
ロ 新築住宅に係る建設住宅性能評価は、次
に定める方法により行うこと。
(1) 建設住宅性能評価申請書及びその添付
図書、施工状況報告書並びに第六条第五
項の図書をもつて行うこと。
(2) 検査は、評価方法基準に従い、検査時
期に実地に行うこと。
ハ 既存住宅に係る建設住宅性能評価は、次
に定める方法により行うこと。
(1) 建設住宅性能評価の実施上の必要に応
じ、平面図、立面図、断面図、配置図、
構造計算書その他の図書を作成するこ
と。
(2) 建設住宅性能評価申請書及びその添付
図書並びに(一)に規定する図書をもつ
て行うこと。
(3) 検査は、評価方法基準に従い、実地に
行うこと。
二 法第六条の二第三項及び第四項の規定によ
る確認は、評価員(次の表の各号の上欄に掲

ける確認を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の下欄に掲げる者に該当するものに限る。が、確認申請書及びその添付図書をもって行うこと。

確認を行う
住宅

一 法第七
条第二項
第一号に
掲げる住
宅
一級建築士又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者

二 法第七
条第二項
第二号に
掲げる住
宅
前号の下欄に掲げる者又は建築士法（昭和二十五年法律二百二号）第二条第三項に規定する二級建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者

三 法第七
条第二項
第三号に
掲げる住
宅
前号の下欄に掲げる者又は建築士法第二条第四項に規定する木造建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者

四 評価の業務を行う部門の専任の管理者は、登録住宅性能評価機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。

五 登録住宅性能評価機関は、評価員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

六 評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結していること。

（評価業務規程）
第十六条 登録住宅性能評価機関は、法第十六条第一項前段の規定により評価業務規程の届出を

しよとするとときは、別記第二十一号様式の登録住宅性能評価機関評価業務規程届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
登録住宅性能評価機関は、法第十六条第一項後段の規定により評価業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記第二十二号様式の登録住宅性能評価機関評価業務規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 評価の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 事務所所在地及びその事務所が評価の業務を行う区域に関する事項
- 三 住宅性能評価及び法第六条の二第三項又は第四項の規定による確認を行う住宅の種類その他評価の業務の範囲に関する事項
- 四 評価の業務の実施の方法に関する事項
- 五 評価の業務に関する料金及びその収納の方法に関する事項
- 六 評価員の選任及び解任に関する事項
- 七 評価の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 評価員の配置及び教育に関する事項
- 九 住宅性能評価を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項
- 十 評価の業務の実施及び管理の体制に関する事項
- 十一 第二十条第三項に規定する帳簿その他の評価の業務に関する書類の管理に関する事項
- 十二 財務諸表等（法第十八条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この号において同じ。）の備付け及び財務諸表等に係る同条第二項各号に掲げる請求の受付に関する事項
- 十三 評価の業務に関する公正の確保に関する事項
- 十四 その他評価の業務の実施に関し必要な事項

- 一 登録の有効期間
- 二 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
- 三 登録住宅性能評価機関が法人である場合において、代表者の氏名
- 四 主たる事務所の所在地及び電話番号
- 五 実施する住宅性能評価の種類
- 六 住宅性能評価を行う住宅の種類
- 七 その事務所が住宅性能評価を行う区域
- 八 法第六条の二第三項又は第四項の規定による確認を行う場合にあつては、確認を行う住宅の種類
- 九 法第六条の二第三項又は第四項の規定による確認を行う場合にあつては、その事務所が確認を行う区域
- 十 法第七条の規定により登録住宅性能評価機関が行う揭示及び公衆の閲覧は、別記第二十三号様式によるものとする。
- 十一 法第十七条の規定による公衆の閲覧は、登録住宅性能評価機関のウェブサイトへの掲載により行うものとする。
- 十二 法第十八条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
- 十三 電磁的記録に記録された事項を提供するための（電磁的方法）
- 第十四 法第十八条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものとする。
 - 一 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - 三 前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

- 一 住宅性能評価の申請を受け付けた年月日
- 二 法第六条の二第一項の規定による確認の求めを受けた年月日
- 三 検査を行った年月日
- 四 住宅性能評価書に記載した事項のうち、第一条各号（第十二号及び第十三号を除く。）に掲げるもの及び法第六条の二第四項の規定による確認の結果
- 五 確認書に記載した事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 申請者の氏名又は名称
 - ロ 確認を行った住宅の所在地及び名称
 - ハ 確認を行った住宅の階数、延べ面積及び構造
 - ニ 確認を行った住宅の建設工事の種類
 - ホ 確認を行った評価員の氏名
 - ヘ 確認書の交付番号
 - ト 確認書を交付した年月日
 - チ 法第六条の二第三項の規定による確認の結果
 - 六 第四条第二項又は第七条第二項の規定により通知書を交付した年月日及びその通知書に記載した事項
 - 七 当該住宅に係る評価の業務に関する料金の額
 - 八 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録住宅性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第十九条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。
 - 九 登録住宅性能評価機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第二十三条において同じ。）を、評価の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
 - 十 書類の保存
 - 第二十一条 法第十九条第二項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - 一 設計住宅性能評価 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書
 - 二 新築住宅に係る建設住宅性能評価 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、施工状況報告書並びに第六条第五項の図書（住宅性

能評価に要したものに限り、並びに同条第七項に規定する検査報告書の写し

三 既存住宅に係る建設住宅性能評価 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書並びに建設住宅性能評価の実施上の必要に応じて作成した平面図、立面図、断面図、配置図、構造計算書その他の図書

四 法第六条の二第三項の規定による確認 確認申請書、その添付図書及び確認書の写し

2 前項各号に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録住宅性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項各号に掲げる書類に代えることができる。

3 登録住宅性能評価機関は、第一項各号に掲げる書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第二十三条において単に「書類」という。）を、設計住宅性能評価に要したものの（当該登録住宅性能評価機関が行った建設住宅性能評価に要したものと同一のものを除く。）にあつては設計住宅性能評価書を交付した日から五年間、建設住宅性能評価書を交付した日から二年間、建設住宅性能評価書又は第四項の規定による確認に要したものの及び確認書の写しにあつては確認書又は住宅性能評価書を交付した日から五年間、保存しなければならない。

（登録住宅性能評価機関に係る業務の休廃止の届出）

第二十二條 登録住宅性能評価機関は、法第二十三条第一項の規定により評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第二十四号様式の登録住宅性能評価機関業務休廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（業務の廃止等に係る書類の引継ぎ）

第二十三條 登録住宅性能評価機関は、法第二十三条第一項の規定により評価の業務の全部を廃止したとき又は法第二十四条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消されたときは、当該業務に係る帳簿及び書類を住宅紛争処理支援センターに引き継がなければならない。

第三節 登録講習機関

（登録講習機関に係る登録の申請）

第二十四條 法第二十五条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記第二十五号様式の

登録講習機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請に係る意思の決定を証する書類

四 申請者（法人である場合はその役員）の氏名及び略歴（申請者が住宅関連事業者又は登録住宅性能評価機関（以下この号において「住宅関連事業者等」という。）の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者等の役員又は職員であつた者を含む。）である場合には、その旨を含む。）を記載した書類

五 主要な株主の構成を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項（講習の業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要）を記載した書類

七 申請者が法第八条第一号及び第二号に規定する者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八 申請者が法第八条第三号及び法第二十六条第二号から第四号までに該当しない旨を誓約する書面

九 法第二十七条第一項第一号の住宅性能評価に関する実務に関する科目を担当する講師が同項第二号に掲げる基準に適合していることを証する書類

十 その他参考となる事項を記載した書類（心身の故障により講習の業務を適正に行うことができない者）

第二十四條の二 法第二十六条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により講習の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録講習機関登録簿の記載事項）

第二十五條 法第二十七条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、役員の名（登録講習機関が法人である場合に限る。）とする。

（公示事項）

第二十六條 法第二十五条第二項において準用する法第十条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条に規定する事項とする。

（登録講習機関に係る事項の変更の届出）

第二十七條 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十条第二項の規定によ

り法第二十七条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記第二十六号様式の登録講習機関変更届出書に第二十四号各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（登録講習機関に係る登録の更新）

第二十八條 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十一条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記第二十七号様式の登録講習機関登録更新申請書に第二十四条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 第二十五条の規定は、登録講習機関が登録の更新を行う場合について準用する。

（承継の届出）

第二十九條 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第二項の規定により登録講習機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記第二十八号様式の登録講習機関事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の事業の全部を譲り受け登録講習機関の地位を承継した者にあつては、別記第二十九号様式の登録講習機関事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡があつたことを証する書面

二 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、別記第三十号様式の登録講習機関事業相続同意証明書及び戸籍謄本

三 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、別記第三十一号様式の登録講習機関事業相続証明書及び戸籍謄本

四 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により合併によつて登録講習機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により分割によつて登録講習機関の地位を承継した法人にあつては、別記第三十二号様式の登録講習機関事業承継

証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書（講習の業務の実施基準）

第三十條 法第二十五条第二項において準用する法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 講習を毎年一回以上行うこと。

二 講習は講義及び修了検査により行い、講習時間の合計はおおむね二十七時間とし、講習科目ごとの講習時間は国土交通大臣が定める時間とすること。

三 講習科目に応じ国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いること。

四 講師は講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。

五 修了検査は、講義の終了後に行い、評価員として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものであること。

六 講習の課程を修了した者（以下この節において「講習修了者」という。）に対して、別記第三十三号様式の修了証（以下この節において「修了証」という。）を交付すること。

七 不正な受講を防止するための措置を講じること。

八 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に必要事項及び当該講習が登録講習機関として行う講習である旨を公示すること。

九 講習の業務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が登録講習機関として行う講習の業務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

（講習業務規程）

第三十一條 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十六条第一項前段の規定により講習業務規程の届出をしようとするときは、別記第三十四号様式の登録講習機関講習業務規程届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十六条第一項後段の規定により講習業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記第三十五号様式の登録講習機関講習業務規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

り法第二十七条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記第二十六号様式の登録講習機関変更届出書に第二十四号各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（登録講習機関に係る登録の更新）

第二十八條 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十一条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記第二十七号様式の登録講習機関登録更新申請書に第二十四条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 第二十五条の規定は、登録講習機関が登録の更新を行う場合について準用する。

（承継の届出）

第二十九條 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第二項の規定により登録講習機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記第二十八号様式の登録講習機関事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の事業の全部を譲り受け登録講習機関の地位を承継した者にあつては、別記第二十九号様式の登録講習機関事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡があつたことを証する書面

二 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、別記第三十号様式の登録講習機関事業相続同意証明書及び戸籍謄本

三 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、別記第三十一号様式の登録講習機関事業相続証明書及び戸籍謄本

四 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により合併によつて登録講習機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により分割によつて登録講習機関の地位を承継した法人にあつては、別記第三十二号様式の登録講習機関事業承継

証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書（講習の業務の実施基準）

第三十條 法第二十五条第二項において準用する法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 講習を毎年一回以上行うこと。

二 講習は講義及び修了検査により行い、講習時間の合計はおおむね二十七時間とし、講習科目ごとの講習時間は国土交通大臣が定める時間とすること。

三 講習科目に応じ国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いること。

四 講師は講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。

五 修了検査は、講義の終了後に行い、評価員として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものであること。

六 講習の課程を修了した者（以下この節において「講習修了者」という。）に対して、別記第三十三号様式の修了証（以下この節において「修了証」という。）を交付すること。

七 不正な受講を防止するための措置を講じること。

八 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に必要事項及び当該講習が登録講習機関として行う講習である旨を公示すること。

九 講習の業務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が登録講習機関として行う講習の業務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

（講習業務規程）

第三十一條 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十六条第一項前段の規定により講習業務規程の届出をしようとするときは、別記第三十四号様式の登録講習機関講習業務規程届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十六条第一項後段の規定により講習業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記第三十五号様式の登録講習機関講習業務規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

り法第二十七条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記第二十六号様式の登録講習機関変更届出書に第二十四号各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（登録講習機関に係る登録の更新）

第二十八條 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十一条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記第二十七号様式の登録講習機関登録更新申請書に第二十四条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 第二十五条の規定は、登録講習機関が登録の更新を行う場合について準用する。

（承継の届出）

第二十九條 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第二項の規定により登録講習機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記第二十八号様式の登録講習機関事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の事業の全部を譲り受け登録講習機関の地位を承継した者にあつては、別記第二十九号様式の登録講習機関事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡があつたことを証する書面

二 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、別記第三十号様式の登録講習機関事業相続同意証明書及び戸籍謄本

三 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、別記第三十一号様式の登録講習機関事業相続証明書及び戸籍謄本

四 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により合併によつて登録講習機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により分割によつて登録講習機関の地位を承継した法人にあつては、別記第三十二号様式の登録講習機関事業承継

証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書（講習の業務の実施基準）

第三十條 法第二十五条第二項において準用する法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 講習を毎年一回以上行うこと。

二 講習は講義及び修了検査により行い、講習時間の合計はおおむね二十七時間とし、講習科目ごとの講習時間は国土交通大臣が定める時間とすること。

三 講習科目に応じ国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いること。

四 講師は講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。

五 修了検査は、講義の終了後に行い、評価員として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものであること。

六 講習の課程を修了した者（以下この節において「講習修了者」という。）に対して、別記第三十三号様式の修了証（以下この節において「修了証」という。）を交付すること。

七 不正な受講を防止するための措置を講じること。

八 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に必要事項及び当該講習が登録講習機関として行う講習である旨を公示すること。

九 講習の業務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が登録講習機関として行う講習の業務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

（講習業務規程）

第三十一條 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十六条第一項前段の規定により講習業務規程の届出をしようとするときは、別記第三十四号様式の登録講習機関講習業務規程届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十六条第一項後段の規定により講習業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記第三十五号様式の登録講習機関講習業務規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

り法第二十七条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記第二十六号様式の登録講習機関変更届出書に第二十四号各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（登録講習機関に係る登録の更新）

第二十八條 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十一条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記第二十七号様式の登録講習機関登録更新申請書に第二十四条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 第二十五条の規定は、登録講習機関が登録の更新を行う場合について準用する。

（承継の届出）

第二十九條 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第二項の規定により登録講習機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記第二十八号様式の登録講習機関事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の事業の全部を譲り受け登録講習機関の地位を承継した者にあつては、別記第二十九号様式の登録講習機関事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡があつたことを証する書面

二 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、別記第三十号様式の登録講習機関事業相続同意証明書及び戸籍謄本

三 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、別記第三十一号様式の登録講習機関事業相続証明書及び戸籍謄本

四 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により合併によつて登録講習機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により分割によつて登録講習機関の地位を承継した法人にあつては、別記第三十二号様式の登録講習機関事業承継

- 三 認定を受けた型式に係る性能表示事項
- 四 住宅に係る住宅型式性能認定にあつては、当該認定を受けた型式の性能
- 五 認定番号
- 六 認定年月日

第二節 認証型式住宅部分等製造者

第四十三条 法第三十三条第一項の認証（以下単に「認証」という。）の申請をしようとする者は、別記第四十号様式の型式住宅部分等製造者認証申請書（以下単に「型式住宅部分等製造者認証申請書」という。）に住宅型式性能認定書の写しその他の認証のために必要な図書で国土交通大臣が定めるもの（以下「型式住宅部分等製造者認証申請添付図書」という。）を添えて、これを登録住宅型式性能認定等機関に提出しなければならない。

（型式住宅部分等製造者認証申請書に記載すべき事項）

第四十四条 法第三十三条第二項の国土交通省令で定める申請書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

- 一 認証を申請しようとする者の氏名又は名称及び住所
- 二 型式住宅部分等の種類
- 三 型式住宅部分等に係る住宅型式性能認定の認定番号及び認定年月日
- 四 工場その他の事業場（以下「工場等」という。）の名称及び所在地
- 五 技術的生産条件に関する事項
- 六 前項第五号の事項には、法第三十五条第二号の国土交通大臣が定める技術的基準に適合していることを証するものとして、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 申請に係る工場等に関する事項
- イ 沿革
- ロ 経営指針（品質管理に関する事項を含むものとする。）
- ハ 配置図
- ニ 従業員数
- ホ 組織図（全社的なものを含み、かつ、品質管理推進責任者の位置付けを明確にすること。）
- ヘ 就業者に対する教育訓練等の概要
- 二 申請に係る型式住宅部分等の生産に関する事項
- イ 当該型式住宅部分等又はそれと類似のものに関する製造経歴

- ロ 生産設備能力及び今後の生産計画
- ハ 社内規格一覧表
- ニ 製品の品質特性及び品質管理の概要（保管に関するものを含む。）
- ホ 主要資材の名称、製造業者の氏名又は名称及び品質並びに品質確保の方法（保管に関するものを含む。）の概要
- ヘ 製造工程の概要図
- ト 工程における品質管理の概要
- チ 主要検査設備及びその管理の概要
- リ 外注状況及び外注管理（製造若しくは検査又は設備の管理の一部を外外部に行わせている場合における当該発注に係る管理をいう。以下同じ。）の概要
- ル 苦情処理の概要
- ヲ 監査の対象、監査の時期、監査事項その他監査の実施の概要
- 三 申請に係る型式住宅部分等に法第三十九条第一項の特別な標準を付する場合にあつては、その表示方式に関する事項
- 四 申請に係る型式住宅部分等に係る品質管理推進責任者に関する事項
- イ 氏名及び職名
- ロ 申請に係る型式住宅部分等の製造に必要な技術に関する実務経験
- ハ 品質管理に関する実務経験及び専門知識の修得状況

第四十五条 登録住宅型式性能認定等機関は、認証をしたときは、別記第四十一号様式の型式住宅部分等製造者認証書（以下単に「型式住宅部分等製造者認証書」という。）を申請者に交付しなければならない。

第四十六条 登録住宅型式性能認定等機関は、型式住宅部分等製造者認証書の交付を受けた者は、型式住宅部分等製造者認証書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、型式住宅部分等製造者認証書の再交付を申請することができ

- 三 前項の規定にかかわらず、製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、日本産業規格Q9001の規定に適合していることを証する書面を添付する場合にあつては、前項第一号ロ及びヘに掲げる事項を記載することを要しない。
- （型式住宅部分等製造者認証書の交付等）
- 第四十五条 登録住宅型式性能認定等機関は、認証をしたときは、別記第四十一号様式の型式住宅部分等製造者認証書（以下単に「型式住宅部分等製造者認証書」という。）を申請者に交付しなければならない。**
- 第四十六条 登録住宅型式性能認定等機関は、型式住宅部分等製造者認証書の交付を受けた者は、型式住宅部分等製造者認証書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、型式住宅部分等製造者認証書の再交付を申請することができ**

（認証に係る公示）

第四十六条 法第三十三条第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 認証を受けた型式住宅部分等の種類
- 三 認証を受けた型式住宅部分等に係る性能表示事項
- 四 住宅である型式住宅部分等にあつては、当該認証を受けた型式住宅部分等の性能
- 五 認証番号
- 六 認証年月日

（認証型式住宅部分等製造者に係る認証の更新）

第四十七条 認証型式住宅部分等製造者は、法第三十六条第一項の認証の更新（以下単に「認証の更新」という。）を受けようとするときは、別記第四十三号様式の認証型式住宅部分等製造者更新申請書（以下単に「認証型式住宅部分等製造者更新申請書」という。）に型式住宅部分等製造者認証申請添付図書を添えて、これを登録住宅型式性能認定等機関に提出しなければならない。

第四十八条 法第三十八条第二項の規定による検査並びにその検査記録の作成及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 法第三十五条第二号の国土交通大臣が定める技術的基準に定められた検査を行うこと。
- 二 製造される型式住宅部分等が法第三十五条第二号の国土交通大臣が定める技術的基準に適合することを確認できる検査手順書を作成し、それを確実に履行すること。
- 三 検査手順書に定めるすべての事項を終了し、製造される型式住宅部分等がその認証に係る型式に適合することを確認するまで型式住宅部分等を出荷しないこと。
- 四 認証型式住宅部分等ごとに次に掲げる事項を記載した検査記録簿を作成すること。
- イ 検査を行った型式住宅部分等の概要
- ロ 検査を行った年月日及び場所
- ハ 検査を実施した者の氏名
- ニ 検査を行った型式住宅部分等の数量
- ホ 検査の方法
- ヘ 検査の結果

第四十九条 認証型式住宅部分等製造者は、当該認証に係る型式住宅部分等の製造の事業を廃止しようとするときは、登録住宅型式性能認定等機関に別記第四十五号様式の製造事業廃止届出書により届け出なければならない。

第五十条 登録住宅型式性能認定等機関は、前項の規定について公示しなければならない。

- 一 認証型式住宅部分等製造者の氏名又は名称及び住所
- 二 事業の廃止に係る認証型式住宅部分等の種類
- 三 認証番号
- 四 事業を廃止する年月日

（型式適合義務が免除される場合）

第五十一条 法第三十八条第二項の規定による検査並びにその検査記録の作成及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 法第三十五条第二号の国土交通大臣が定める技術的基準に定められた検査を行うこと。
- 二 製造される型式住宅部分等が法第三十五条第二号の国土交通大臣が定める技術的基準に適合することを確認できる検査手順書を作成し、それを確実に履行すること。
- 三 検査手順書に定めるすべての事項を終了し、製造される型式住宅部分等がその認証に係る型式に適合することを確認するまで型式住宅部分等を出荷しないこと。
- 四 認証型式住宅部分等ごとに次に掲げる事項を記載した検査記録簿を作成すること。
- イ 検査を行った型式住宅部分等の概要
- ロ 検査を行った年月日及び場所
- ハ 検査を実施した者の氏名
- ニ 検査を行った型式住宅部分等の数量
- ホ 検査の方法
- ヘ 検査の結果

第五十二条 前号の検査記録簿（次項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、当該型式住宅部分等の製造を

しよとするときは、登録住宅型式性能認定等機関に別記第四十五号様式の製造事業廃止届出書により届け出なければならない。

第五十条 登録住宅型式性能認定等機関は、前項の規定について公示しなければならない。

- 一 認証型式住宅部分等製造者の氏名又は名称及び住所
- 二 事業の廃止に係る認証型式住宅部分等の種類
- 三 認証番号
- 四 事業を廃止する年月日

（型式適合義務が免除される場合）

第五十一条 法第三十八条第二項の規定による検査並びにその検査記録の作成及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 法第三十五条第二号の国土交通大臣が定める技術的基準に定められた検査を行うこと。
- 二 製造される型式住宅部分等が法第三十五条第二号の国土交通大臣が定める技術的基準に適合することを確認できる検査手順書を作成し、それを確実に履行すること。
- 三 検査手順書に定めるすべての事項を終了し、製造される型式住宅部分等がその認証に係る型式に適合することを確認するまで型式住宅部分等を出荷しないこと。
- 四 認証型式住宅部分等ごとに次に掲げる事項を記載した検査記録簿を作成すること。
- イ 検査を行った型式住宅部分等の概要
- ロ 検査を行った年月日及び場所
- ハ 検査を実施した者の氏名
- ニ 検査を行った型式住宅部分等の数量
- ホ 検査の方法
- ヘ 検査の結果

第五十二条 前号の検査記録簿（次項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、当該型式住宅部分等の製造を

した工場等の所在地において、記載の日から起算して五年以上保存すること。
2 前項第四号の検査記録簿が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同号の検査記録簿に代えることができる。

(特別な標準)
第五十二條 法第三十九條第一項の国土交通省令で定める方式による特別な標準は、別記第四十六号様式に定める標準とし、認証型式住宅部分等製造者とその認証に係る型式住宅部分等の見やすい箇所が付するものとする。
(認証型式住宅部分等に関する住宅性能評価の特例)

第五十三條 法第四十條第二項の規定による確認は、建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、施工状況報告書並びに第六條第五項の図書の審査により行うものとする。
(特別な標準の禁止に係る公示)

第五十四條 国土交通大臣は、法第四十三條第一項又は第二項の規定により特別な標準を付することな禁止したときは、次に掲げる事項を公示しなければならない。
一 特別な標準を付することを禁止した認証型式住宅部分等製造者の氏名又は名称及び住所
二 特別な標準を付することを禁止した型式住宅部分等の種類
三 認証番号
四 特別な標準を付することを禁止した年月日及び禁止の期間

第五十五條 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(以下「令」という。第三條の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。))は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査に係る工場等の所在地に出張をする職員は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六條第一項第一号に規定する行政職俸給表(一)による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

(在勤官署の所在地)
第五十六條 旅費相当額を計算する場合において、当該検査に係る工場等の所在地に出張をする

職員の旅費法第二條第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。
(旅費の額の計算に係る細目)
第五十七條 旅費法第六條第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。
2 検査を実施する日数は、当該検査に係る工場等ごとに三日として旅費相当額を計算する。
3 旅費法第六條第一項の旅行雑費は、一万円と
4 国土交通大臣が、旅費法第四十六條第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

第三節 登録住宅型式性能認定等機関
(登録住宅型式性能認定等機関に係る登録の申請)
第五十八條 法第四十四條第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記第四十七号様式の登録住宅型式性能認定等機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。

三 申請に係る意思の決定を証する書類
四 申請者(法人である場合はその役員)の氏名及び略歴(申請者が住宅関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)である場合には、その旨を含む。)を記載した書類
五 主要な株主の構成を記載した書類
六 組織及び運営に関する事項(認定等の業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要)を記載した書類
七 申請者が法第八條第一号及び第二号に規定する者に該当しない旨の市町村の長の証明書
八 申請者が法第八條第三号及び法第四十五條第二号から第四号までに該当しない旨を誓約する書面
九 認定等の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類
十 認定員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が法第四十七條各号に定める者であることを証する書類

第五十九條 法第四十六條第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 登録住宅型式性能認定等機関が法人である場合は、役員の氏名
二 認定等の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
(公示事項)
第六十條 法第四十四條第三項において準用する法第十條第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。
(登録住宅型式性能認定等機関に係る事項の変更の届出)
第六十一條 登録住宅型式性能認定等機関は、法第四十四條第三項において準用する法第十條第二項の規定により法第四十六條第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記第四十八号様式の登録住宅型式性能認定等機関変更届出書に第五十八條各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合において準用する。

第六十二條 登録住宅型式性能認定等機関は、法第四十四條第三項において準用する法第十一條第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記第四十九号様式の登録住宅型式性能認定等機関登録更新申請書に第五十八條各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合において準用する。
2 第五十九條の規定は、登録住宅型式性能認定等機関が登録の更新を行う場合において準用する。

第六十三條 法第四十四條第三項において準用する法第十二條第二項の規定により登録住宅型式性能認定等機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記第五十号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
一 法第四十四條第三項において準用する法第十二條第一項の規定により登録住宅型式性能認定等機関の事業の全部を譲り受けて登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した者にあつては、別記第五十一号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
二 法第四十四條第三項において準用する法第十二條第一項の規定により登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、別記第五十二号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業相続同意証明書及び戸籍謄本
三 法第四十四條第三項において準用する法第十二條第一項の規定により登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、別記第五十三号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業相続同意証明書及び戸籍謄本
四 法第四十四條第三項において準用する法第十二條第一項の規定により合併によつて登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
五 法第四十四條第三項において準用する法第十二條第一項の規定により分割によつて登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した法人にあつては、別記第五十四号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書(認定等の業務の実施基準)

第六十四條 法第四十四條第三項において準用する法第十五條第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
一 認定等の方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次のイ又はロに定めるものとする。
イ 住宅型式性能認定を行う場合 次に定める方法に従い、認定員二名以上によつて行

十一 その他参考となる事項を記載した書類(心身の故障により認定等の業務を適正に行うことができない者)
第五十八條の二 法第四十五條第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により認定等の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができな者とする。
(登録住宅型式性能認定等機関登録簿の記載事項)
第五十九條 法第四十六條第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 登録住宅型式性能認定等機関が法人である場合は、役員の氏名
二 認定等の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
(公示事項)
第六十條 法第四十四條第三項において準用する法第十條第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。
(登録住宅型式性能認定等機関に係る事項の変更の届出)
第六十一條 登録住宅型式性能認定等機関は、法第四十四條第三項において準用する法第十條第二項の規定により法第四十六條第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記第四十八号様式の登録住宅型式性能認定等機関変更届出書に第五十八條各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合において準用する。

第六十二條 登録住宅型式性能認定等機関は、法第四十四條第三項において準用する法第十一條第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記第四十九号様式の登録住宅型式性能認定等機関登録更新申請書に第五十八條各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合において準用する。
2 第五十九條の規定は、登録住宅型式性能認定等機関が登録の更新を行う場合において準用する。
第六十三條 法第四十四條第三項において準用する法第十二條第二項の規定により登録住宅型式性能認定等機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記第五十号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
一 法第四十四條第三項において準用する法第十二條第一項の規定により登録住宅型式性能認定等機関の事業の全部を譲り受けて登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した者にあつては、別記第五十一号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
二 法第四十四條第三項において準用する法第十二條第一項の規定により登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、別記第五十二号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業相続同意証明書及び戸籍謄本
三 法第四十四條第三項において準用する法第十二條第一項の規定により登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、別記第五十三号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業相続同意証明書及び戸籍謄本
四 法第四十四條第三項において準用する法第十二條第一項の規定により合併によつて登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
五 法第四十四條第三項において準用する法第十二條第一項の規定により分割によつて登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した法人にあつては、別記第五十四号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書(認定等の業務の実施基準)
第六十四條 法第四十四條第三項において準用する法第十五條第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
一 認定等の方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次のイ又はロに定めるものとする。
イ 住宅型式性能認定を行う場合 次に定める方法に従い、認定員二名以上によつて行

- (1) 住宅型式性能認定申請書及びその添付図書をもって審査を行うこと。
- (2) 審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該型式が日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うこと。
- (3) 住宅型式性能認定書には、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項を指定すること。

ロ 認証又は認証の更新を行う場合 次によって定める方法に従い、認定員二名以上によって行うこと。

- (1) 型式住宅部分等製造者認証申請書又は認証型式住宅部分等製造者更新申請書及びその添付図書をもって審査を行うこと。
- (2) 審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは法第三十五条各号（法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うこと。
- (3) 第七十七条第二項第二号から第五号までに掲げる場合を除き、申請に係る工場等において実地を行うこと。
- (4) 型式住宅部分等製造者認証書には、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項及び建設住宅性能評価において要しない検査を指定すること。

二 登録住宅型式性能認定等機関が認定等の申請を自ら行った場合その他の場合であつて、認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合においては、これらの申請に係る認定等を行わないこと。

三 認定等の業務を行う部門の専任の管理者は、登録住宅型式性能認定等機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。

四 認定等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結していること。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)
第六十五条 法第四十四条第三項において準用する法第十八条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
 (電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)
第六十六条 法第四十四条第三項において準用する法第十八条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録住宅型式性能認定等機関が定めるものとする。

一 登録住宅型式性能認定等機関の使用に係る電子計算機と法第四十四条第三項において準用する法第十八条第二項第四号に掲げる請求者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。
 (帳簿)
第六十七条 法第四十四条第三項において準用する法第十九条第一項の認定等の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 認定等を申請した者の氏名又は名称及び住所
- 二 認定等の対象となるものの概要として次に定めるもの

イ 住宅型式性能認定にあつては、当該認定の申請に係る住宅又はその部分の種類、名称、構造、材料その他の概要

ロ 認証又は認証の更新にあつては、当該認証又は認証の更新の申請に係る工場等の所在地、名称その他の概要及び製造をする型式住宅部分等に係る住宅型式性能認定番号その他の概要

三 認定等の申請を受け付けた年月日
 四 認証又は認証の更新にあつては、実地検査を行った年月日

五 住宅型式性能認定にあつては審査を行った認定員の氏名、認証又は認証の更新にあつては実地検査又は審査を行った認定員の氏名
 六 審査の結果（認定等をしなない場合にあつては、その理由を含む。）
 七 住宅型式性能認定にあつては認定番号、認証にあつては認証番号、認証の更新にあつては更新に係る認証の認証番号

八 住宅型式性能認定書又は型式住宅部分等製造者認証書を交付した年月日（認定等をしなない場合にあつては、その旨を通知した年月日）

九 法第五十三条第一項の規定による報告を行った年月日
 十 認定等に係る公示を行った年月日
 十一 第四十九条第二項の規定による公示を行った年月日及び同項第四号の年月日

十二 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録住宅型式性能認定等機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第四十四条第三項において準用する法第十九条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

三 登録住宅型式性能認定等機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十五条第二号において同じ。）は、認定等の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
 (書類の保存)
第六十八条 法第四十四条第三項において準用する法第十九条第二項の認定等の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる認定等の業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 住宅型式性能認定 住宅型式性能認定申請書及びその添付図書並びに住宅型式性能認定書の写しその他の審査の結果を記載した書類
- 二 認証 型式住宅部分等製造者認証申請書及びその添付図書、型式住宅部分等製造者認証書の写しその他審査の結果を記載した書類並びに認証型式住宅部分等製造者更新申請書及びその添付図書、型式住宅部分等製造者更新申請書及びその添付図書、型式住宅部分等製造者更新申請書及びその添付図書

三 認証の更新 型式住宅部分等製造者更新申請書及びその添付図書、型式住宅部分等製造者更新申請書及びその添付図書、型式住宅部分等製造者更新申請書及びその添付図書

四 製造者認証書の写しその他審査の結果を記載した書類並びに認証型式住宅部分等製造者更新申請書及びその添付図書

二 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録住宅型式性能認定等機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項各号の書類に代えることができる。

三 登録住宅型式性能認定等機関は、第一項各号の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十五条第二号において単に「書類」という。）を、当該認定又は認証が失効したときから二十年間保存しなければならない。
 (登録住宅型式性能認定等機関に係る業務の休止の届出)
第六十九条 登録住宅型式性能認定等機関は、法第四十四条第三項において準用する法第二十三条第一項の規定により認定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第五十五号様式の登録住宅型式性能認定等機関業務休止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(認定等業務規程)
第七十条 登録住宅型式性能認定等機関は、法第四十九条第一項前段の規定により認定等業務規程の届出をしようとするときは、別記第五十六号様式の登録住宅型式性能認定等機関認定等業務規程届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

二 登録住宅型式性能認定等機関は、法第四十九条第一項後段の規定により認定等業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記第五十七号様式の登録住宅型式性能認定等機関認定等業務規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

三 法第四十九条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 認定等の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 事務所のある地及びその事務所が認定等の業務を行う区域に関する事項
- 三 認定等を行う住宅の種類その他認定等の業務の範囲に関する事項
- 四 認定等の業務の実施の方法に関する事項
- 五 認定等の業務に関する料金及びその収納の方法に関する事項
- 六 認定員の選任及び解任に関する事項

- 七 認定等の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 認定等の業務の実施及び管理の体制に関する事項
- 九 第六十七條第三項に規定する帳簿その他の認定等の業務に関する書類の管理に関する事項
- 十 財務諸表等（法第四十四條第三項において準用する法第十八條第一項に規定する財務諸表等を用いる。以下この号において同じ。）の備付け及び財務諸表等に係る法第四十四條第三項において準用する法第十八條第二項各号に掲げる請求の受付に関する事項
- 十一 認定等の業務に関する公正の確保に関する事項
- 十二 その他認定等の業務の実施に関し必要な事項
- 4 登録住宅型式性能認定等機関は、認定等業務規程を認定等の業務を行うすべての事務所等業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

- （登録住宅型式性能認定等機関による認定等の報告）
- 第七十一条 登録住宅型式性能認定等機関は、認定等業務を行ったときは、遅滞なく、別記第五十八号様式の認定等を行った旨の報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 2 登録住宅型式性能認定等機関は、前項の認定等を行った旨の報告書に記載した事項に変更があった場合には、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告するものとする。
- （国土交通大臣への報告）
- 第七十二条 登録住宅型式性能認定等機関は、次に掲げる場合には、直ちにその旨を国土交通大臣に報告しなければならない。
 - 一 住宅型式性能認定を受けた型式が日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有していない事実があると思料するとき。
 - 二 認定型式住宅部分等製造者が法第三十四条第一号又は第四号に該当する事実があると思料するとき。
 - 三 認定型式住宅部分等製造者の技術的生産条件が法第三十五條第二号の国土交通大臣が定める技術的基準に適合していない事実があると思料するとき。
 - 四 認定型式住宅部分等製造者が法第三十八條の規定に違反する事実があると思料するとき。
- 五 認定型式住宅部分等製造者が不正の手段により認証を受けたと思料するとき。
- （国土交通大臣による通知等）
- 第七十三条 法第五十三條第二項の規定により国土交通大臣が行う通知及び公示は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 住宅型式性能認定書の交付を受けた者の氏名又は名称及び住所
 - 二 住宅型式性能認定を受けた型式に係る住宅又はその部分の種類
 - 三 当該型式に係る性能表示事項
 - 四 当該型式が住宅に係るものである場合にあっては、当該型式の性能
 - 五 当該型式の認定番号
 - 六 当該型式を認定した登録住宅型式性能認定等機関の名称
- 第七十四条 法第五十三條第三項の規定により国土交通大臣が行う通知及び公示は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 認定型式住宅部分等製造者の氏名又は名称及び住所
 - 二 当該認証に係る型式住宅部分等の種類
 - 三 認証番号
 - 四 当該認証を行った登録住宅型式性能認定等機関の名称
- 第七十五条 登録住宅型式性能認定等機関は、法第五十六條第三項に規定する場合には、次に掲げる行為をしなければならない。
 - 一 認定等の業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
 - 二 認定等の業務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
 - 三 その他国土交通大臣が必要と認める行為
- （国土交通大臣が行う認定等の手数料の納付の方法）
- 第七十六条 法第五十七條の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもつて行うものとする。ただし、印紙をもつて納め難い事由があるときは、現金をもつてすることができ。
 - （国土交通大臣が行う認定等の手数料の額）
 - 第七十七条 法第五十七條の国土交通省令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる認定等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - 一 住宅型式性能認定 申請一件につき、次の表の（い）欄に掲げる区分に応じ、（ろ）欄及び（は）欄に掲げる額の合計額

	(い)	(ろ)	(は)
床面積の合計が百平方メートル以内のもの又は床の部分がないもの	床面積の合計が百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの	床面積の合計が二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	床面積の合計が五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの
床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	床面積の合計が一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの	床面積の合計が二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの
床面積の合計が三万平方メートルを超え、四万平方メートル以内のもの	床面積の合計が四万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	床面積の合計が五万平方メートルを超え、六万平方メートル以内のもの	床面積の合計が六万平方メートルを超え、七万平方メートル以内のもの
床面積の合計が七万平方メートルを超え、八万平方メートル以内のもの	床面積の合計が八万平方メートルを超え、九万平方メートル以内のもの	床面積の合計が九万平方メートルを超え、十萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が十萬平方メートルを超え、十一萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が十一萬平方メートルを超え、十二萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が十二萬平方メートルを超え、十三萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が十三萬平方メートルを超え、十四萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が十四萬平方メートルを超え、十五萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が十五萬平方メートルを超え、十六萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が十六萬平方メートルを超え、十七萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が十七萬平方メートルを超え、十八萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が十八萬平方メートルを超え、十九萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が十九萬平方メートルを超え、二十萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が二十萬平方メートルを超え、二十一萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が二十一萬平方メートルを超え、二十二萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が二十二萬平方メートルを超え、二十三萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が二十三萬平方メートルを超え、二十四萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が二十四萬平方メートルを超え、二十五萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が二十五萬平方メートルを超え、二十六萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が二十六萬平方メートルを超え、二十七萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が二十七萬平方メートルを超え、二十八萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が二十八萬平方メートルを超え、二十九萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が二十九萬平方メートルを超え、三十萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が三十萬平方メートルを超え、三十一萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が三十一萬平方メートルを超え、三十二萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が三十二萬平方メートルを超え、三十三萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が三十三萬平方メートルを超え、三十四萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が三十四萬平方メートルを超え、三十五萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が三十五萬平方メートルを超え、三十六萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が三十六萬平方メートルを超え、三十七萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が三十七萬平方メートルを超え、三十八萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が三十八萬平方メートルを超え、三十九萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が三十九萬平方メートルを超え、四十萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が四十萬平方メートルを超え、四十一萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が四十一萬平方メートルを超え、四十二萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が四十二萬平方メートルを超え、四十三萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が四十三萬平方メートルを超え、四十四萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が四十四萬平方メートルを超え、四十五萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が四十五萬平方メートルを超え、四十六萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が四十六萬平方メートルを超え、四十七萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が四十七萬平方メートルを超え、四十八萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が四十八萬平方メートルを超え、四十九萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が四十九萬平方メートルを超え、五十萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が五十萬平方メートルを超え、五十一萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が五十一萬平方メートルを超え、五十二萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が五十二萬平方メートルを超え、五十三萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が五十三萬平方メートルを超え、五十四萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が五十四萬平方メートルを超え、五十五萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が五十五萬平方メートルを超え、五十六萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が五十六萬平方メートルを超え、五十七萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が五十七萬平方メートルを超え、五十八萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が五十八萬平方メートルを超え、五十九萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が五十九萬平方メートルを超え、六十萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が六十萬平方メートルを超え、六十一萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が六十一萬平方メートルを超え、六十二萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が六十二萬平方メートルを超え、六十三萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が六十三萬平方メートルを超え、六十四萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が六十四萬平方メートルを超え、六十五萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が六十五萬平方メートルを超え、六十六萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が六十六萬平方メートルを超え、六十七萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が六十七萬平方メートルを超え、六十八萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が六十八萬平方メートルを超え、六十九萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が六十九萬平方メートルを超え、七十萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が七十萬平方メートルを超え、七十一萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が七十一萬平方メートルを超え、七十二萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が七十二萬平方メートルを超え、七十三萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が七十三萬平方メートルを超え、七十四萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が七十四萬平方メートルを超え、七十五萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が七十五萬平方メートルを超え、七十六萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が七十六萬平方メートルを超え、七十七萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が七十七萬平方メートルを超え、七十八萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が七十八萬平方メートルを超え、七十九萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が七十九萬平方メートルを超え、八十萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が八十萬平方メートルを超え、八十一萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が八十一萬平方メートルを超え、八十二萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が八十二萬平方メートルを超え、八十三萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が八十三萬平方メートルを超え、八十四萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が八十四萬平方メートルを超え、八十五萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が八十五萬平方メートルを超え、八十六萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が八十六萬平方メートルを超え、八十七萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が八十七萬平方メートルを超え、八十八萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が八十八萬平方メートルを超え、八十九萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が八十九萬平方メートルを超え、九十萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が九十萬平方メートルを超え、九十一萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が九十一萬平方メートルを超え、九十二萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が九十二萬平方メートルを超え、九十三萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が九十三萬平方メートルを超え、九十四萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が九十四萬平方メートルを超え、九十五萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が九十五萬平方メートルを超え、九十六萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が九十六萬平方メートルを超え、九十七萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が九十七萬平方メートルを超え、九十八萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が九十八萬平方メートルを超え、九十九萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が九十九萬平方メートルを超え、一〇〇萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が一〇〇萬平方メートルを超え、一〇一萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が一〇一萬平方メートルを超え、一〇二萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が一〇二萬平方メートルを超え、一〇三萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が一〇三萬平方メートルを超え、一〇四萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が一〇四萬平方メートルを超え、一〇五萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が一〇五萬平方メートルを超え、一〇六萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が一〇六萬平方メートルを超え、一〇七萬平方メートル以内のもの
床面積の合計が一〇七萬平方メートルを超え、一〇八萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が一〇八萬平方メートルを超え、一〇九萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が一〇九萬平方メートルを超え、一〇一〇萬平方メートル以内のもの	床面積の合計が一〇一〇萬平方メートルを超え、一〇一〇萬平方メートル以内のもの

- 住宅型式性能認定を受けようとする場合 前項第一号の表の（い）欄に掲げる認定を受けようとする住宅又はその部分に応じ、（ろ）欄に掲げる額に申請件数を乗じた額及び（は）欄に掲げる額の合計額
 - 二 既に認証を受けた者が、当該認証に係る技術的生産条件で製造をする別の型式住宅部分等につき新たに認証を受けようとする場合 申請一件につき二万六千円
 - 三 既に建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六條の二の十一第一号に規定する建築物の部分に係る建築基準法第六十八條の十一第一項の認証を受けた者が、当該認証に係る技術的生産条件で製造をする住宅である型式住宅部分等につき認証を受けようとする場合 申請一件につき二万六千円
 - 四 同時に行われる申請において、一の技術的生産条件で製造をする二以上の型式の型式住宅部分等につき認証を受けようとする場合 二万六千円に申請件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第二号に定める額の合計額
 - 五 一の申請において、一の技術的生産条件で二以上の工場等において認証を受けようとする場合 二万六千円に申請に係る工場等の件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第二号に定める額の合計額
 - 六 同時に行われる申請において、一の工場において二以上の型式の型式住宅部分等につき認証を受けようとする場合 三十九萬円に申請件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第二号に定める額の合計額
- 第三章 特別評価方法認定
- 第一節 特別評価方法認定
- （特別評価方法認定の申請）
- 第七十八条 特別評価方法認定の申請をしようとする者は、別記第五十九号様式の特別評価方法認定申請書（以下単に「特別評価方法認定申請書」という。）に、第八十三條第一項に規定する証明書を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
- （特別評価方法認定申請書に記載すべき事項）
- 第七十九条 法第五十八條第二項の国土交通省令で定める申請書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

一 認定を申請しようとする者の氏名又は名称及び住所

二 日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準に従った方法に代えて、特別の建築材料若しくは構造方法に依りて又は特別の試験方法若しくは計算方法を用いて評価する方法（以下「特別評価方法」という。）の名称

三 特別評価方法を用いて評価されるべき性能表示事項

第八十条 国土交通大臣は、特別評価方法認定をしたときは、別記第六十号様式の特別評価方法認定書（以下単に「特別評価方法認定書」という。）を申請者に交付しなければならない。

2 国土交通大臣は、特別評価方法認定をしないときは、別記第六十一号様式の通知書を申請者に交付しなければならない。

3 特別評価方法認定書の交付を受けた者は、特別評価方法認定書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、特別評価方法認定書の再交付を申請することができる。

（特別評価方法認定の手数料）

第八十一条 法第六十条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、印紙をもって納め難い事由があるときは、現金をもってすることができる。

2 法第六十条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき二万円とする。

（試験の申請）

第八十二条 特別評価方法認定のための審査に係る試験の申請をしようとする者は、別記第六十二号様式の試験申請書に次に掲げる図書を添えて、これを登録試験機関に提出しなければならない。

- 一 特別評価方法の概要を記載した書類
 - 二 評価方法基準に従った方法のうち、特別評価方法により代えられるべき部分を明示した書類
 - 三 前二号に掲げるもののほか、平面図、立面図、断面図、構造詳細図、構造計算書、実験の結果その他の試験を実施するために必要な事項を記載した図書
- （証明書の交付等）**
- 第八十三条** 登録試験機関は、試験を実施したときは、別記第六十三号様式の試験の結果の証明

書（次項において「証明書」という。）を申請者に交付しなければならない。

2 証明書の交付を受けた者は、証明書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、証明書の再交付を申請することができる。

第二節 登録試験機関

（登録試験機関に係る登録の申請）

第八十四条 法第六十一条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記第六十四号様式の登録試験機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。
- 三 申請に係る意思の決定を証する書類
- 四 申請者（法人である場合はその役員）の氏名及び略歴（申請者が住宅関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）である場合には、その旨を含む。）を記載した書類
- 五 主要な株主の構成を記載した書類
- 六 組織及び運営に関する事項（試験の業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要）を記載した書類
- 七 申請者が法第八号第一号及び第二号に規定する者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- 八 申請者が法第八号第三号及び法第六十二条第二号から第四号までに該当しない旨を誓約する書面
- 九 試験の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類
- 十 試験員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が法第六十四条各号に掲げる者であることを証する書類
- 十一 その他参考となる事項を記載した書類（心身の故障により試験の業務を適正に行うことができない者）

第八十四条の二 法第六十二条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により試験の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録試験機関登録簿の記載事項）

第八十五条 法第六十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録試験機関が法人である場合は、役員
 - 二 試験の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
- （公示事項）**
- 第八十六条** 法第六十一条第三項において準用する法第十号に掲げる事項とする。
- （登録試験機関に係る事項の変更の届出）**
- 第八十七条** 登録試験機関は、法第六十一条第三項において準用する法第十号第二項の規定により法第六十三条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記第六十五号様式の登録試験機関変更届出書に第八十四条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。
- （登録試験機関に係る登録の更新）**
- 第八十八条** 登録試験機関は、法第六十一条第三項において準用する法第十一号の登録の更新を受けようとするときは、別記第六十六号様式の登録試験機関登録更新申請書に第八十四条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。
- 2 第八十五条の規定は、登録試験機関が登録の更新を行う場合について準用する。

第八十九条 法第六十一条第三項において準用する法第十二号の規定により登録試験機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記第六十七号様式の登録試験機関事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 法第六十一条第三項において準用する法第十二号第一項の規定により登録試験機関の事業の全部を譲り受けて登録試験機関の地位を承継した者にあつては、別記第六十八号様式の登録試験機関事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
- 二 法第六十一条第三項において準用する法第十二号第一項の規定により登録試験機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員同意により選定されたものにあつては、別記第六十九号様式の登録試験機関事業承継同意証明書及び戸籍謄本

三 法第六十一条第三項において準用する法第十二号第一項の規定により登録試験機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、別記第七十号様式の登録試験機関事業承継同意証明書及び戸籍謄本

四 法第六十一条第三項において準用する法第十二号第一項の規定により合併によって登録試験機関の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書

五 法第六十一条第三項において準用する法第十二号第一項の規定により分割によつて登録試験機関の地位を承継した法人にあっては、別記第七十一号様式の登録試験機関事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書（試験の業務の実施基準）

第九十条 法第六十一条第三項において準用する法第十五号第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 次に定める方法に従い、試験員二名以上によつて行うこと。

イ 第八十二条第一号各号に掲げる図書をもつて審査を行うこと。

ロ 審査を行うに際し、図書の記載事項に疑義があり、提出された図書のみでは試験を行うことが困難であると認めるときは、追加の図書を求めて審査を行うこと。

ハ イ又はロの図書のみでは、試験を行うことが困難であると認めるときは、申請者にその旨を通知し、試験に係る実物等の提出を受け、当該試験を行うことが困難であると認める事項について追加試験その他の方法により審査を行うこと。

二 登録試験機関が試験の申請を自ら行った場合その他の場合であつて、試験の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合においては、これらの申請に係る試験を行わないこと。

三 試験の業務を行う部門の専任の管理者は、登録試験機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。

四 試験の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結していること。

（電磁的記録に記載された事項を表示する方法）

第九十一条 法第六十一条第三項において準用する法第十八号第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記載された事項

を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第九十二条 法第六十一条第三項において準用する法第十八条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録試験機関が定めるものとする。

- 一 登録試験機関の使用に係る電子計算機と法第六十一条第三項において準用する法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

第九十三条 法第六十一条第三項において準用する法第十九条第一項の試験の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 試験を申請した者の氏名又は名称及び住所
- 二 試験の申請に係る特別評価方法の名称
- 三 当該特別評価方法を用いて評価されるべき性能表示事項
- 四 試験の申請を受けた年月日
- 五 試験を行った試験員の氏名
- 六 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第六十一条第三項において準用する法第十九条第一項の帳簿(次項において単に「帳簿」という。)への記載に代えることができる。

3 登録試験機関は、帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第九十七条第二号において同じ。)は、試験の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(書類の保存)

第九十四条 法第六十一条第三項において準用する法第十九条第二項の試験の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第八十二条第一項各号に掲げる図書及び証明書の写しその他の審査の結果を記載した書類とする。

2 前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項の書類に代えることができる。

3 登録試験機関は、第一項の書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第九十七条第二号において単に「書類」という。)を、当該書類に係る特別評価方法認定が取り消されたときから二十年間保存しなければならない。

(登録試験機関に係る業務の休廃止の届出)

第九十五条 登録試験機関は、法第六十一条第三項において準用する法第二十三条第一項の規定により試験の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第七十二号様式の登録試験機関業務休廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(試験業務規程)

第九十六条 登録試験機関は、法第六十一条第三項において準用する法第四十九条第一項前段の規定により試験業務規程の届出をしようとするときは、別記第七十三号様式の登録試験機関試験業務規程届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録試験機関は、法第六十一条第三項において準用する法第四十九条第一項後段の規定により試験業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記第七十四号様式の登録試験機関試験業務規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 法第六十一条第三項において準用する法第四十九条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 試験の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 事務所の所在地及びその事務所が試験の業務を行う区域に関する事項
- 三 試験を行う住宅の種類その他試験の業務の範囲に関する事項

四 試験の業務の実施の方法に関する事項

五 試験の業務に関する料金及びその収納の方法に関する事項

六 試験員の選任及び解任に関する事項

七 試験の業務に関する秘密の保持に関する事項

八 試験の業務の実施及び管理の体制に関する事項

九 第九十三条第三項に規定する帳簿その他の試験の業務に関する書類の管理に関する事項

十 財務諸表等(法第六十一条第三項において準用する法第十八条第一項に規定する財務諸表等)をいう。以下この号において同じ。)の備付け及び財務諸表等に係る法第六十一条第三項において準用する法第十八条第二項各号に掲げる請求の受付に関する事項

十一 試験の業務に関する公正の確保に関する事項

十二 その他試験の業務の実施に関し必要な事項

4 登録試験機関は、試験業務規程を試験の業務を行うすべての事務所業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(試験の業務の引継ぎ)

第九十七条 登録試験機関は、法第六十一条第三項において準用する法第五十六条第三項に規定する場合には、次に掲げる行為をしなければならない。

- 一 試験の業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 二 試験の業務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める行為(国土交通大臣が行う試験の手数料の納付の方法)

第九十八条 法第六十一条第三項において準用する法第五十七条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、印紙をもって納め難い事由があるときは、現金をもってすることができ。

第九十九条 法第六十一条第三項において準用する法第五十七条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき、次の表の(イ)欄に掲げる試験の区分に応じ、(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(国土交通大臣が行う試験の手数料の額)

試験	特別の建築材料に依りて評価する二十九四万円 方法の認定のための審査に必要な万円	(イ)	(ロ)	(ハ)
2 次の各号に掲げる場合の手数料は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。				
一 建築基準法第六十八条の二十五第一項の構造方法等の認定その他建築材料又は建築物に係る構造方法、試験方法若しくは計算方法に関する認定、評定又はこれらに類するもので	特別の試験方法に依りて評価する四十六五万円 方法の認定のための審査に必要な万円	特別の試験方法に依りて評価する四十六五万円 方法の認定のための審査に必要な万円	特別の試験方法に依りて評価する四十六五万円 方法の認定のための審査に必要な万円	特別の試験方法に依りて評価する四十六五万円 方法の認定のための審査に必要な万円

国土交通大臣が認めるもの（次号において「技術的認定等」という。）を受けた特別評価方法（建築材料又は構造方法に係るものに限る。）の認定のための審査に必要な試験を受けようとする場合、申請一件につき、前項の表の（イ）欄に掲げる試験の区分に応じ、（ロ）欄に掲げる額に二分の一を乗じた額及び（ハ）欄に掲げる額の合計額を加算した額

二 技術的認定等を受けた特別評価方法（試験方法又は計算方法に係るものに限る。）の認定のための審査に必要な試験を受けようとする場合、申請一件につき、前項の表の（イ）欄に掲げる試験の区分に応じ、（ロ）欄に掲げる額に三分の二を乗じた額及び（ハ）欄に掲げる額の合計額を加算した額

三 一の申請において、前項の表の（イ）欄に掲げる二以上の試験の区分について試験を受けようとする場合、それぞれの試験の区分に係る（ロ）欄に掲げる額（第一号に規定する一を乗じた額、前号に規定する場合にあっては（ロ）欄に掲げる額に三分の二を乗じた額）の合計額及びそれぞれの試験の区分に係る（ハ）欄に掲げる額のうち最も大きい額の合計額を加算した額

第四章 住宅に係る紛争の処理体制

第一節 指定住宅紛争処理機関

第一百条 指定住宅紛争処理機関に係る指定の申請（指定住宅紛争処理法第六十六条第一項の規定による申請）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 紛争処理の業務を行おうとする事務所の所在地
- 三 紛争処理の業務を開始しようとする年月日
- 四 前項の申請書には、指定の申請をしようとする者が弁護士会である場合にあっては第一号、第四号、第六号及び第八号、弁護士会以外の者である場合にあっては次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則又は定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）及び貸借対照表

- 三 申請に係る意思の決定を証する書類
 - 四 役員及び運管に関する事項を記載した書類
 - 五 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - 六 紛争処理委員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類
 - 七 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - 八 その他参考となる事項を記載した書類
- （紛争処理委員の変更の届出）**
- 第一百一条** 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理委員に変更があった場合においては、遅滞なく、新たに選任した紛争処理委員の氏名及び略歴を記載した書類を添付して、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- （指定住宅紛争処理機関である旨の揭示等）**
- 第一百二条** 指定住宅紛争処理機関は、当該機関の名称及び「指定住宅紛争処理機関」の文字を、当該機関の事務所の入口又は受付の付近の見やすい場所に掲示するとともに、当該機関のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

（指定住宅紛争処理機関に係る業務の休廃止の届出）

第一百三十三条 指定住宅紛争処理機関は、法第六十六条第三項において準用する法第二十三条第一項の規定により紛争処理の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第七十五号様式の指定住宅紛争処理機関業務休廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（住宅紛争処理の申請）

第一百四十四条 住宅紛争処理の申請をしようとする者は、別記第七十六号様式の住宅紛争処理申請書（次項及び第一百五十五条の二において単に「住宅紛争処理申請書」という。）を指定住宅紛争処理機関に提出しなければならない。

- 2 仲裁の申請をする場合においては、法による仲裁に付する旨の合意を証する書面を住宅紛争処理申請書に添付しなければならない。
- 3 前項の場合において、仲裁合意が仲裁法（平成十五年法律第三十八号）第十三条第四項に規定する電磁的記録によつてされたときは、書面に代えて電磁的記録を添付することができる。

（あつせん又は調停の開始）

第一百五十五条 指定住宅紛争処理機関は、当事者の双方又は一方から、あつせん又は調停の申請がなされたときは、あつせん又は調停を行う。

（紛争処理の通知）

第一百五十五条の二 指定住宅紛争処理機関は、当事者の一方からあつせん又は調停の申請がなされたときは住宅紛争処理申請書の写しを添えてその相手方に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（申請の変更）

第一百五十五条の三 あつせん又は調停の申請人は、住宅紛争処理を求めた事項を変更することができる。ただし、これにより、当該あつせん又は調停の手続を著しく遅延させる場合は、この限りでない。

2 指定住宅紛争処理機関は、前項の規定による変更の申請がなされたときは、その相手方に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（あつせん）

第一百六条 指定住宅紛争処理機関によるあつせんは、三人以内のあつせん委員がこれを行う。

2 あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるよう努めるものとする。

（調停）

第一百七七条 指定住宅紛争処理機関による調停は、三人以内の調停委員がこれを行う。

2 指定住宅紛争処理機関は、調停案を作成し、当事者に対しその受諾を勧告することができる。

（あつせん又は調停をしない場合）

第一百八条 指定住宅紛争処理機関は、紛争がその性質上あつせん若しくは調停をするのに適当でないとき認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりにあつせん若しくは調停の申請をしたとき認めるときは、あつせん又は調停をしないものとする。

（あつせん又は調停の打ち切り）

第一百八条の二 指定住宅紛争処理機関は、あつせん又は調停に係る法第六十七条第一項に規定する紛争についてあつせん又は調停による解決の見込みがないと認めるときは、あつせん又は調停を打ち切ることができる。

2 指定住宅紛争処理機関は、前項の規定によりあつせん又は調停を打ち切ったときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

（仲裁の開始）

第一百九条 指定住宅紛争処理機関は、当事者間に法による仲裁に付する旨の合意がある場合であつて、当事者の双方又は一方から仲裁の申請がなされたときは、仲裁を行う。

（仲裁）

第一百十条 指定住宅紛争処理機関による仲裁は、三人以内の仲裁委員がこれを行う。

2 仲裁委員は、紛争処理委員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、指定住宅紛争処理機関の長が指名する。

3 当事者の合意による仲裁委員となるべき者の選定（以下この項において「合意選定」という。）がなされない場合において、合意選定がなされない仲裁委員となるべき者は、紛争処理委員のうちから指定住宅紛争処理機関の長が指名する。ただし、合意選定がなされていない仲裁委員となるべき者が二人又は三人である場合においては、仲裁委員のうち二人は、紛争処理委員のうちから当事者がそれぞれ一人ずつ選定した者につき、指定住宅紛争処理機関の長が指名する。

4 指定住宅紛争処理機関の行う仲裁については、法及びこの規則に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法の規定に準じて行うものとする。

（仲裁委員が欠けた場合の措置）

第一百十一条 指定住宅紛争処理機関は、仲裁委員が死亡、解任、辞任その他の理由により欠けた場合においては、当事者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

2 前条の規定は、仲裁委員が欠けた場合における後任の仲裁委員となるべき者の選定及び後任の仲裁委員の指名について準用する。

（住宅紛争処理における期日調書等の保存）

第一百十二条 指定住宅紛争処理機関は、住宅紛争処理の手續が終了した日から二十二年間、審理の経過を記載した期日調書その他当該事件に関する書類を保存しなければならない。

2 前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じて指定住宅紛争処理機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項の書類に代えることができる。

（選任すべき紛争処理委員の数）

第一百十三条 法第六十八条第一項の国土交通省令で定める数は、十人とする。

（住宅紛争処理の申請手数料）

第一百十四条 法第七十三条第一項の規定による申請手数料の納付は、住宅紛争処理支援センター

あつて、当事者の双方又は一方から仲裁の申請がなされたときは、仲裁を行う。

あつて、当事者の双方又は一方から仲裁の申請がなされたときは、仲裁を行う。

あつて、当事者の双方又は一方から仲裁の申請がなされたときは、仲裁を行う。

が指定する口座に当該申請手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百二十三条第一項において同じ。）を含む。）を、指定住宅紛争処理機関に対し、提出することにより行わなければならない。

2 法第七十三条第一項の国土交通省令で定める額は、一万円とする。

（当事者が負担する費用）

第百十五條 指定住宅紛争処理機関は、当事者の申立てに係る鑑定、証人の出頭その他の住宅紛争処理の業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。指定住宅紛争処理機関の長が相当と認めるものを、当事者に負担させることができる。

（区分経理の方法）

第百十六條 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務に係る経理について特別の勘定を設け、紛争処理の業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務とその他の業務の双方に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

第二節 住宅紛争処理支援センター

（住宅紛争処理支援センターに係る指定の申請）
第百十六條の二 法第八十二条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 支援等の業務を行おうとする事務所の所在地
- 三 支援等の業務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）及び貸借対照表
 - 三 申請に係る意思の決定を証する書類
- 法第八十二条第一項第一号に規定する支援等の業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類

イ 支援等の業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況に関する事項

ロ 組織及び運営に関する事項

ハ 支援等の業務の概要に関する事項

ニ 役員の名簿及び略歴を記載した書類

ホ 現に行っている業務の概要を記載した書類

ヘ その他参考となる事項を記載した書類

（支援等業務規程で定めるべき事項）

第百十七條 法第八十四条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 支援等の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 支援等の業務を行う事務所に關する事項
- 三 支援等の業務の実施の方法に關する事項
- 四 支援等の業務に關する書類の管理に關する事項
- 五 その他支援等の業務の実施に關し必要な事項

（帳簿）

第百十八條 法第八十二条第三項において準用する法第十九条第一項の支援等の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第八十三条第一項第二号の情報及び資料の名称並びにこれらを収集した年月日
- 二 法第八十三条第一項第三号の調査及び研究の名称並びにこれらを行った年月日
- 三 法第八十三条第一項第四号の研修の名称及びこれを行った年月日
- 四 法第八十三条第一項第六号の相談、助言及び苦情の処理を行った年月日並びに相手方の氏名
- 五 法第八十三条第一項第七号の相談、助言及び苦情の処理を行った年月日
- 六 法第八十三条第一項第八号の調査及び研究の名称並びにこれらを行った年月日

- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ住宅紛争処理支援センター（以下「センター」という。）において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第八十二条第三項において準用する法第十九条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。
- 3 センターは、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、支援等の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。（書類の保存）

（書類の保存）
第百十九條 法第八十二条第三項において準用する法第十九条第二項の支援等の業務に関する書類（以下この条において単に「書類」という。）で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 第二百一十一条第一項の期首計画書、助成金使途計画書及び設備購入計画書
- 二 第二百一十三条第一項の助成金使途報告書及び紛争処理の業務に係る費用に關する支出であることを証すべき書面

2 前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じセンターにおいて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項各号の書類に代えることができる。

3 センターは、第一項各号の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、支援等の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（助成金の対象となる費用）

第百二十條 指定住宅紛争処理機関の支出に計上することができる費用は、次の各号に掲げる費用に依り、当該各号に掲げるものとする。

- 一 人件費 紛争処理の業務に従事する役員又は職員に支払う基本給、手当、賞与、法定福利費、法定外福利費及び退職金並びに紛争処理の業務に従事する役員又は職員であった者に支払う退職金のうち、実質的に紛争処理の業務に従事したと認められる部分に相当する費用
- 二 事務所使用料 紛争処理の業務のために使用する事務所の賃料（当該事務所に指定住宅紛争処理機関の所有するものである場合にあつては、適正な算出方法により算定した賃料に相当する費用）のうち、実質的に紛争処理の業務のために使用したと認められる部分に相当する費用
- 三 貸会議室使用料 審理その他の紛争処理の業務のために使用する会議室（一時的に賃借する室で、賃借する時間によつて賃料が定められたものを含む。）の賃料
- 四 紛争処理委員謝金 法第六十八条第二項の規定により事件ごとに指名された紛争処理委員（次号において「指名紛争処理委員」という。）に対して支払う謝金

- 5 鑑定・現地調査費 鑑定又は指名紛争処理委員が行う現地調査に要する費用
- 六 設備費 紛争処理の業務のために使用する設備の購入費用
- 七 諸雑費 前各号に掲げるもののほか、光熱水費、通信費、消耗品費、旅費その他紛争処理の業務に要する費用
- 八 設立準備費 法第六十六条第一項の規定による指定以前に紛争処理の業務を開始するために要した費用

2 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務に要する費用について、前項各号に掲げる費用以外の費用を設けることができる。

（助成金使途計画書の提出）

第百二十一條 指定住宅紛争処理機関は、毎事業年度、別記第七十七号様式の助成金使途計画書に、別記第七十八号様式の期首計画書及び別記第七十九号様式の設備購入計画書を添えて、当該事業年度開始の日の一月前までに（法第六十六条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、センターに提出しなければならない。

2 指定住宅紛争処理機関は、前項の規定により提出した期首計画書又は設備購入計画書の記載内容を変更しようとするときは、その変更に係るものをセンターに提出しなければならない。

3 センターは、前二項の規定により提出された助成金使途計画書、期首計画書又は設備購入計画書の記載内容が適正でないとする場合には、指定住宅紛争処理機関から理由を聴取し、又はその補正を求めるとする。

（助成）

第百二十二條 センターは、助成金使途計画書に記載された助成金収入の予算額を、一時に又は分割して、指定住宅紛争処理機関に助成するものとする。

2 指定住宅紛争処理機関は、前項の規定により助成された金額が不足する見込みがあると認める場合においては、センターに対し、必要な金額の助成を請求することができる。この場合において、センターは、当該請求が適正と認める場合においては、遅滞なく、当該請求に係る金額を助成するものとする。

（助成金使途報告書の提出）

第百二十三條 指定住宅紛争処理機関は、毎事業年度、別記第八十号様式の助成金使途報告書

に、貸金台帳、事務所の賃貸借契約書、領収書その他の紛争処理の業務に要する費用に係る支出であることを証すべき書面（電磁的記録を含む。）を添えて、当該事業年度経過後三月以内に、センターに提出しなければならない。

2 指定住宅紛争処理機関は、毎事業年度、当該事業年度における次に掲げる金額の合計額から支出（紛争処理の業務に要する費用に係る支出であることが明らかでなく、又は紛争処理の業務に要する費用に係る支出として適正でない）とセンターが認めたものを除く。）の合計額を控除した額を、センターに返還しなければならない。

一 前条の規定により助成された金額
二 法第七十三条第一項に規定する申請手数料による収入
三 第百二十五条の規定により当事者が負担した費用

（区分経理の方法）

第百二十四条 センターは、評価住宅関係業務に係る経理について特別の勘定を設け、評価住宅関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

2 センターは、評価住宅関係業務とその他の業務の双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

第五章 権限の委任

第百二十五条 法第三章第二節に規定する国土交通大臣の権限のうち、その評価の業務を一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて行う登録住宅性能評価機関に関するものは、当該地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十六条第三項、第二十条、第二十一条、第二十二條第一項及び第二十四条に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

附則

この省令は、法の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

附則（平成十二年七月一九日建設省令第三〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十二年一月二〇日建設省令第四一〇号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成十三年三月三〇日国土交通省令第七二号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成十四年八月二〇日国土交通省令第九五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年四月一八日国土交通省令第六一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月一日国土交通省令第一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三二日国土交通省令第三四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十七年三月七日国土交通省令第一二二号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十七年五月二五日国土交通省令第五八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十七年八月二二日国土交通省令第八六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十七年九月一日国土交通省令第八九号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年三月一日）から施行する。

附則（平成十八年三月一日）から施行する。

附則（平成十八年三月一日）から施行する。

附則（平成十八年三月一日）から施行する。

附則（平成十八年三月一日）から施行する。

附則（平成十八年三月一日）から施行する。

附則（平成十八年三月一日）から施行する。

附則（平成十八年三月一日）から施行する。

附則（平成十八年三月一日）から施行する。

附則（平成十八年三月一日）から施行する。

附則（平成十八年三月一日）から施行する。

附則（平成十八年三月一日）から施行する。

附則（平成十八年三月一日）から施行する。

附則（平成十八年三月一日）から施行する。

附則（平成十八年三月一日）から施行する。

則」という。）第下「新施行規則」という。）第九條第一号に係る新施行規則第九條第一号に定める区分とする。

二 旧施行規則第九條第二号に係る新施行規則第九條第二号に定める区分とする。

三 旧施行規則第九條第三号に係る新施行規則第九條第三号に定める区分とする。

四 旧施行規則第九條第四号に係る新施行規則第九條第四号に定める区分とする。

五 旧施行規則第九條第五号に係る新施行規則第九條第五号に定める区分とする。

六 旧施行規則第九條第六号に係る新施行規則第九條第六号に定める区分とする。

七 旧施行規則第九條第七号に係る新施行規則第九條第七号に定める区分とする。

八 旧施行規則第九條第八号に係る新施行規則第九條第八号に定める区分とする。

九 旧施行規則第九條第九号に係る新施行規則第九條第九号に定める区分とする。

十 旧施行規則第九條第十号に係る新施行規則第九條第十号に定める区分とする。

十一 旧施行規則第九條第十一号に係る新施行規則第九條第十一号に定める区分とする。

十二 旧施行規則第九條第十二号に係る新施行規則第九條第十二号に定める区分とする。

十三 旧施行規則第九條第十三号に係る新施行規則第九條第十三号に定める区分とする。

十四 旧施行規則第九條第十四号に係る新施行規則第九條第十四号に定める区分とする。

十五 旧施行規則第九條第十五号に係る新施行規則第九條第十五号に定める区分とする。

十六 旧施行規則第九條第十六号に係る新施行規則第九條第十六号に定める区分とする。

十七 旧施行規則第九條第十七号に係る新施行規則第九條第十七号に定める区分とする。

十八 旧施行規則第九條第十八号に係る新施行規則第九條第十八号に定める区分とする。

十九 旧施行規則第九條第十九号に係る新施行規則第九條第十九号に定める区分とする。

二十 旧施行規則第九條第二十号に係る新施行規則第九條第二十号に定める区分とする。

二十一 旧施行規則第九條第二十一号に係る新施行規則第九條第二十一号に定める区分とする。

二十二 旧施行規則第九條第二十二号に係る新施行規則第九條第二十二号に定める区分とする。

二十三 旧施行規則第九條第二十三号に係る新施行規則第九條第二十三号に定める区分とする。

二十四 旧施行規則第九條第二十四号に係る新施行規則第九條第二十四号に定める区分とする。

十六 旧施行規則第九條第十六号に係る新施行規則第九條第十六号に定める区分とする。

十七 旧施行規則第九條第十七号に係る新施行規則第九條第十七号に定める区分とする。

十八 旧施行規則第九條第十八号に係る新施行規則第九條第十八号に定める区分とする。

十九 旧施行規則第九條第十九号に係る新施行規則第九條第十九号に定める区分とする。

二十 旧施行規則第九條第二十号に係る新施行規則第九條第二十号に定める区分とする。

二十一 旧施行規則第九條第二十一号に係る新施行規則第九條第二十一号に定める区分とする。

二十二 旧施行規則第九條第二十二号に係る新施行規則第九條第二十二号に定める区分とする。

二十三 旧施行規則第九條第二十三号に係る新施行規則第九條第二十三号に定める区分とする。

二十四 旧施行規則第九條第二十四号に係る新施行規則第九條第二十四号に定める区分とする。

二十五 旧施行規則第九條第二十五号に係る新施行規則第九條第二十五号に定める区分とする。

二十六 旧施行規則第九條第二十六号に係る新施行規則第九條第二十六号に定める区分とする。

二十七 旧施行規則第九條第二十七号に係る新施行規則第九條第二十七号に定める区分とする。

二十八 旧施行規則第九條第二十八号に係る新施行規則第九條第二十八号に定める区分とする。

二十九 旧施行規則第九條第二十九号に係る新施行規則第九條第二十九号に定める区分とする。

三十 旧施行規則第九條第三十号に係る新施行規則第九條第三十号に定める区分とする。

三十一 旧施行規則第九條第三十一号に係る新施行規則第九條第三十一号に定める区分とする。

三十二 旧施行規則第九條第三十二号に係る新施行規則第九條第三十二号に定める区分とする。

三十三 旧施行規則第九條第三十三号に係る新施行規則第九條第三十三号に定める区分とする。

三十四 旧施行規則第九條第三十四号に係る新施行規則第九條第三十四号に定める区分とする。

三十五 旧施行規則第九條第三十五号に係る新施行規則第九條第三十五号に定める区分とする。

三十六 旧施行規則第九條第三十六号に係る新施行規則第九條第三十六号に定める区分とする。

三十七 旧施行規則第九條第三十七号に係る新施行規則第九條第三十七号に定める区分とする。

三十八 旧施行規則第九條第三十八号に係る新施行規則第九條第三十八号に定める区分とする。

三十九 旧施行規則第九條第三十九号に係る新施行規則第九條第三十九号に定める区分とする。

四十 旧施行規則第九條第四十号に係る新施行規則第九條第四十号に定める区分とする。

附則（平成十八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年五月二四日内閣府令第二二二号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年六月一日）から施行する。

附則（平成十八年六月一日）から施行する。

附則（平成十八年六月一日）から施行する。

附則（平成十八年六月一日）から施行する。

附則（平成十八年六月一日）から施行する。

附則（平成十八年六月一日）から施行する。

附則（平成十八年六月一日）から施行する。

附則（平成十八年六月一日）から施行する。

附則（平成十八年六月一日）から施行する。

附則（平成十八年六月一日）から施行する。

附則（平成十八年六月一日）から施行する。

附則（平成十八年六月一日）から施行する。

附則（平成十八年六月一日）から施行する。

附則（平成十八年六月一日）から施行する。

附則（平成十八年六月一日）から施行する。

附則（平成十八年六月一日）から施行する。

附則（平成十八年六月一日）から施行する。

附則（平成十八年六月一日）から施行する。

附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年九月一三日国土交通省令第三四号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附則（令和元年一〇月一日国土交通省令第三八号）

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四十四条の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。
（準備行為）

2 住宅の品質確保の促進等に関する法律第三十条第一項の認証を受けようとする者は、前条ただし書に規定する規定の施行の日前においても、この省令による改正後の住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第四十四条の規定の例により、その申請をすることができる。

附則（令和元年二月一六日国土交通省令第四七号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年八月三一日国土交通省令第五三号）
（施行期日）

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年九月一〇日国土交通省令第五六号）

この省令は、令和三年九月三十日から施行する。
附則（令和三年一〇月二〇日内閣府・国土交通省令第五五号）
この命令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）の施行の日（令和四年二月二十日）から施行する。

附則（令和三年一〇月二〇日国土交通省令第六七号）

この命令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

附則（令和四年八月一六日国土交通省令第六一号）抄

（施行期日）
1 この省令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）

4 この省令の施行の際現にされている住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第一項の規定による確認の求めに係る申請書の様式については、第二条の規定による改正後の住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則別記第十一号の二様式及び別記第十一号の三様式にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和六年一月一九日国土交通省令第二号）抄

（施行期日）
1 この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附則（令和六年一月二九日国土交通省令第五号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
2 この省令の施行前に交付した改正前のそれぞれの省令の規定による修了証明書及び修了証は、改正後のそれぞれの省令の規定による修了証明書及び修了証とみなす。

3 この省令による改正後の建築基準法施行規則第三条の二十六第四項（第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第十八条第四項、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第三十四条第四項、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第三十三条第四項（第四十一条及び第四十四条において準用する場合を含む。）並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第五十三条第四項の規定は、この省令の施行日以後にその修了証明書又は修了証を交付する講習に係る書類について適用する。ただし、令和七年三月三十一日までその修了証明書又は修了証を交付する講習に係る書類については、なお従前の例によることができる。

附則（令和六年三月八日国土交通省令第一八号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

別記
第一号様式（第二条関係）



第二号様式（第二条関係）



第三号様式(第二条関係)

第三号様式(第三条関係)

既存住宅性能評価申請書
【申請書】

申請者の氏名 又は名称
代表者の氏名

定款の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定に基づき、既存住宅性能評価を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に基づきます。

登記簿番	住所
年 月 日	
階 数	
申請者代表者氏名	

申請者等の概要
【第二条】

1. 申請者
【法人又は個人】
【法人又は名称】
【住所】
【電話番号】

2. 代表者
【法人又は個人】
【法人又は名称】
【住所】
【電話番号】

3. 申請物件
【法人又は個人】
【法人又は名称】
【住所】
【電話番号】

4. 設計者
【氏名】 () 階級 () 種別 号
【所属事務所】 () 階級 () 種別 () 号
【電話番号】

【添付書類】

1. 図面
【図面】
【添付書類】

2. 申請書
【申請書】

3. 申請者等の概要
【第三条】

1. 基本情報
【住所】
【図面】
【添付書類】

2. 申請物件
【図面】
【添付書類】

3. 申請者
【住所】
【添付書類】

4. 設計者
【住所】
【添付書類】

5. その他必要な事項
【図面】

6. その他必要な事項
【図面】

【添付書類】

1. 申請書
【申請書】

2. 申請者等の概要
【第三条】

3. 申請物件
【図面】

4. 申請者
【住所】

5. 設計者
【住所】

6. その他必要な事項
【図面】

7. その他必要な事項
【図面】

【添付書類】

1. 申請書
【申請書】

2. 申請者等の概要
【第三条】

3. 申請物件
【図面】

4. 申請者
【住所】

5. 設計者
【住所】

6. その他必要な事項
【図面】

7. その他必要な事項
【図面】

第十一号の三様式(第七條の二関係)

変更申請申請書
(増築/増築・改築/増設)
(増築)

年 月 日

申請者 姓 名
〒 〇〇〇〇〇〇
〇〇〇 〇〇 〇

申請者の住所又は
正任の事務所所在地
申請者の代表者氏名
氏 名 〇〇 〇

下記の件について、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の4第2項の規定に基づき、変更申請を行うことを求めます。この申請書及び附随書類に記載の事項は、事前に確認済みです。

記

【申請を受理する住宅の構造上の特徴・住宅性能評価】

1. 建築士又は住宅性能評価士が作成した図面
2. 建築士又は住宅性能評価士が作成した図面
3. 建築士又は住宅性能評価士が作成した図面
4. 建築士又は住宅性能評価士が作成した図面
5. 建築士又は住宅性能評価士が作成した図面
6. 当申請書が住宅性能評価法に定める評価項目等に該当する場合は、住所等住宅の構造の特徴
7. 当該申請書が住宅性能評価法における評価項目等に該当する場合は、当該申請書に添付した増築・改築の申請
8. 変更の概要

図面記載	申請書
年 月 日	
姓 名	
申請者代表者氏名	

(注記) この様式において、「図面」とは、本申請書、長期優良住宅の促進に関する法律(平成23年法律第97号)第6条第4項に規定する図面を指し、住宅性能評価法に定める申請書に添付する図面を指すものとします。また、「申請書」とは、この申請書の構成上の部分に該当するものをいいます。この申請書には、図面及び、当該図面に記載の申請書の作成に係る費用の領収書、住宅性能評価士等による図面確認の結果の報告書(住宅性能評価法に定める評価項目等)を添付して提出してください。申請書に添付する図面は、当該申請書の作成に係る費用の領収書(住宅性能評価法に定める評価項目等)を添付して提出してください。申請書に添付する図面は、当該申請書の作成に係る費用の領収書(住宅性能評価法に定める評価項目等)を添付して提出してください。申請書に添付する図面は、当該申請書の作成に係る費用の領収書(住宅性能評価法に定める評価項目等)を添付して提出してください。申請書に添付する図面は、当該申請書の作成に係る費用の領収書(住宅性能評価法に定める評価項目等)を添付して提出してください。

第十一号の四様式(第七條の四関係)

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の4第2項の規定による
長期優良住宅である旨の申請書
(増築/増築・改築/増設)

年 月 日

申請者 姓 名
〒 〇〇〇〇〇〇
〇〇〇 〇〇 〇

申請者の住所又は
正任の事務所所在地
申請者の代表者氏名
氏 名 〇〇 〇

別添の長期優良住宅である旨の申請書については、長期優良住宅である旨の申請書に添付した図面(平成23年法律第97号)第6条第4項に規定する長期優良住宅であることを確認しました。

記

1. 申請書目録
2. 申請書目録
3. 申請書目録
4. 申請書目録
5. 申請書目録
6. 申請書目録
7. 申請書目録
8. 申請書目録
9. 申請書目録

(注記) この申請書は、実際に添付して提出してください。

第十一号の五様式(第七條の四関係)

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の4第2項の規定による
長期優良住宅である旨の申請書
(増築/増築・改築/増設)

年 月 日

申請者 姓 名
〒 〇〇〇〇〇〇
〇〇〇 〇〇 〇

申請者の住所又は
正任の事務所所在地
申請者の代表者氏名
氏 名 〇〇 〇

別添の長期優良住宅である旨の申請書については、下記の理由により長期優良住宅の要件に適合する旨を確認しました。

記

1. 申請書目録
2. 申請書目録
3. 申請書目録
4. 申請書目録
5. 申請書目録
6. 申請書目録
7. 申請書目録
8. 申請書目録
9. 申請書目録

(理由)

(注記) この申請書は、実際に添付して提出してください。

第十二号様式(第八條関係)

長期優良住宅性能評価機関申請書

年 月 日

申請者の住所
申請者の代表者氏名
氏 名 〇〇 〇

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する業務を行うための、同条第2項の規定に基づき、申請書

1. 申請書目録
2. 申請書目録
3. 申請書目録
4. 申請書目録
5. 申請書目録
6. 申請書目録
7. 申請書目録
8. 申請書目録
9. 申請書目録

(注記) 申請書の法人である場合は、代表者の住所も併せて記載してください。

(備考) 2. 関係各等に関する業務を併せて提出してください。

第十三号様式（第八条関係）

第十三号様式(第八号関係) 評価の業務の経緯書

業務内容	担当者	評価業務
一 業務と品質（品質）に関する事項（第二号から第四号までに掲げる事項）		経営者（代表取締役）
二 業務と品質（品質）に関する事項（第一号に掲げる事項）		経営者（代表取締役）
三 第二号に掲げる事項以外の事項		経営者（代表取締役）

注） 事業年度終了後3か月以内に行うこととする。
 備考 1. 評価の業務については、事業年度の開始を記載していただく。
 2. 経営者（代表取締役）とは、当該事業年度の開始を記載していただく。

第十四号様式（第十二条関係）

第十四号様式(第十二号関係) 取締役の職務の経緯書

提出者 氏名 職 務 年 月 日

提出者の住所 代表取締役の住所

以下のとおり、

1. 取締役の職務の経緯書の作成
2. 取締役の職務の経緯書の作成
3. 取締役の職務の経緯書の作成
4. 取締役の職務の経緯書の作成
5. 取締役の職務の経緯書の作成
6. 取締役の職務の経緯書の作成
7. 取締役の職務の経緯書の作成
8. 取締役の職務の経緯書の作成

備考 1. 提出者の氏名は、日本国籍を有するものとする。
 2. 提出者の住所は、日本国籍を有するものとする。

第十五号様式（第十三条関係）

第十五号様式(第十三号関係) 取締役の職務の経緯書

提出者 氏名 職 務 年 月 日

提出者の住所 代表取締役の住所

以下のとおり、

1. 取締役の職務の経緯書の作成
2. 取締役の職務の経緯書の作成
3. 取締役の職務の経緯書の作成
4. 取締役の職務の経緯書の作成
5. 取締役の職務の経緯書の作成
6. 取締役の職務の経緯書の作成
7. 取締役の職務の経緯書の作成
8. 取締役の職務の経緯書の作成

備考 1. 提出者の氏名は、日本国籍を有するものとする。
 2. 提出者の住所は、日本国籍を有するものとする。

第十六号様式（第十四条関係）

第十六号様式(第十四号関係) 取締役の職務の経緯書

提出者 氏名 職 務 年 月 日

提出者の住所 代表取締役の住所

以下のとおり、

1. 取締役の職務の経緯書の作成
2. 取締役の職務の経緯書の作成
3. 取締役の職務の経緯書の作成
4. 取締役の職務の経緯書の作成
5. 取締役の職務の経緯書の作成
6. 取締役の職務の経緯書の作成
7. 取締役の職務の経緯書の作成
8. 取締役の職務の経緯書の作成

備考 1. 提出者の氏名は、日本国籍を有するものとする。
 2. 提出者の住所は、日本国籍を有するものとする。

第十七号様式（第十四条関係）

第十七号様式(第十四条関係)
 登録住宅借付権関係事業譲渡証明書 年 月 日

借主(受渡人) 氏名 氏名又は名称及び住所において
 社名の代表者の氏名
 住所
 譲り受けた者 氏名又は名称及び住所において
 社名の代表者の氏名
 住所

次のとおり登録住宅借付権関係の事業の譲渡がありましたことを証明します。

1. 譲渡の日付
2. 譲渡の相手方
3. 譲渡の対価

備考 この関係の大きさは、日本国産権特許AAとしてください。

第十八号様式（第十四条関係）

第十八号様式(第十四条関係)
 登録住宅借付権関係事業譲渡証明書 年 月 日

借主(受渡人) 氏名 氏名又は名称及び住所において
 社名の代表者の氏名
 住所
 譲り受けた者 氏名又は名称及び住所において
 社名の代表者の氏名
 住所

次のとおり登録住宅借付権関係の事業の譲渡がありましたことを証明します。

1. 譲渡の日付
2. 譲渡の相手方
3. 譲渡の対価
4. 譲渡住宅借付権関係の地位を承継した者の氏名及び住所
5. 譲渡関係の相手方

備考 1. この関係の大きさは、日本国産権特許AAとしてください。
 2. 譲渡者は、登録住宅借付権関係の地位を承継する者を選定された者以外の借主(受渡人)の氏名を記載してください。

第十九号様式（第十四条関係）

第十九号様式(第十四条関係)
 登録住宅借付権関係事業譲渡証明書 年 月 日

借主(受渡人) 氏名 氏名又は名称及び住所において
 社名の代表者の氏名
 住所
 譲り受けた者 氏名又は名称及び住所において
 社名の代表者の氏名
 住所

次のとおり登録住宅借付権関係の事業の譲渡がありましたことを証明します。

1. 譲渡の日付
2. 譲渡の相手方
3. 譲渡の対価
4. 譲渡住宅借付権関係の地位を承継した者の氏名及び住所
5. 譲渡関係の相手方

備考 1. この関係の大きさは、日本国産権特許AAとしてください。
 2. 譲渡者は、上記に記載してください。

第二十号様式（第十四条関係）

第二十号様式(第十四条関係)
 登録住宅借付権関係事業譲渡証明書 年 月 日

借主(受渡人) 氏名 氏名又は名称及び住所において
 社名の代表者の氏名
 住所
 譲り受けた者 氏名又は名称及び住所において
 社名の代表者の氏名
 住所

次のとおり分割によって登録住宅借付権関係の事業の全部の譲渡がありましたことを証明します。

1. 譲渡の日付
2. 譲渡の相手方
3. 譲渡の対価

備考 この関係の大きさは、日本国産権特許AAとしてください。

第二十一号様式第十六条関係
 登録住宅借居等賃貸借関係貸借業務報告提出書 年 月 日

国土交通大臣 殿 届出者の住所
 届出者の氏名 届出者の住所
 届出者の氏名 届出者の住所
 届出者の氏名 届出者の住所

届出業務報告書を作成した上で、住宅の品質確保の促進等に関する法律第16条第3項後段の規定に基づき、届出の旨を報告します。

備考 1. この届出のときは、日本産業界AAとしてください。
 2. 届出に係る届出業務報告書は添付してください。

第二十二号様式第十六条関係
 登録住宅借居等賃貸借関係貸借業務報告変更届出書 年 月 日

国土交通大臣 殿 届出者の住所
 届出者の氏名 届出者の住所
 届出者の氏名 届出者の住所
 届出者の氏名 届出者の住所

届出業務報告書を変更した上で、住宅の品質確保の促進等に関する法律第16条第3項後段の規定に基づき、届出の旨を報告します。

1. 変更の旨

2. 変更の理由

備考 1. この届出のときは、日本産業界AAとしてください。
 2. 変更届出は変更届出書添付し、届出業務報告書の届出を併せてください。

第二十三号様式(第十七条関係)
 登録住宅借居等賃貸借関係貸借業務報告書提出書 年 月 日

国土交通大臣 殿 届出者の住所
 届出者の氏名 届出者の住所
 届出者の氏名 届出者の住所
 届出者の氏名 届出者の住所

届出業務報告書を作成した上で、住宅の品質確保の促進等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、届出の旨を報告します。

1. 届出の旨

2. 届出の理由

備考 1. この届出のときは、日本産業界AAとしてください。
 2. 届出に係る届出業務報告書は添付してください。

第二十四号様式第二十二条関係
 登録住宅借居等賃貸借関係貸借業務報告書提出書 年 月 日

国土交通大臣 殿 届出者の住所
 届出者の氏名 届出者の住所
 届出者の氏名 届出者の住所
 届出者の氏名 届出者の住所

届出業務報告書を作成した上で、住宅の品質確保の促進等に関する法律第22条第1項の規定に基づき、届出の旨を報告します。

1. 届出の旨

2. 届出の理由

備考 1. この届出のときは、日本産業界AAとしてください。

第二十五号様式(第二十四条関係)

第二十五号様式(第二十四条関係)
 登録講習機関登録申請書 年 月 日

国土交通大臣 職 申請者の住所
 申請者の氏名又は名称
 代表者の氏名

住宅の品質確保の促進等に関する法律第25条第1項に規定する登録を受けたため、同項の規定に基づき、申請します。

1. 講習の趣意を行う事柄の所在地
2. 講習の趣意を行う事柄の法人である場合は、
3. 講習の趣意を継続しようとする年月日

【添付】
 申請者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。
 備考 1. この用紙の大きさ、日本標準規格A4としてください。
 2. 第24条各号に該当する書類を添付してください。

第二十六号様式(第二十七条関係)

第二十六号様式(第二十七条関係)
 登録講習機関変更届出書 年 月 日

国土交通大臣 職 申請者の住所
 登録講習機関の氏名
 代表者の氏名

下記のとおり、

- (1) 日本国土品質協会(任意)の会費の払込
- (2) 講習の趣意を行う事柄の所在地
- (3) 講習の趣意を行う事柄の法人である場合は、

変更する上で、住宅の品質確保の促進等に関する法律第25条第2項において準用する同法第25条第1項の規定に基づき、届出します。

1. 変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2. 変更の理由

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格A4としてください。

第二十七号様式(第二十八条関係)

第二十七号様式(第二十八条関係)
 登録講習機関登録更新申請書 年 月 日

国土交通大臣 職 申請者の住所
 申請者の氏名又は名称
 代表者の氏名

講習の更新を目的として、住宅の品質確保の促進等に関する法律第25条第2項(1)に規定する同法第14条第1項の規定に基づき、申請します。

1. 講習の趣意
2. 講習の趣意を行う事柄の所在地
3. 講習の趣意を継続しようとする年月日
4. 更新の趣意を行う事柄の法人である場合は、

【添付】
 申請者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。
 備考 1. この用紙の大きさ、日本標準規格A4としてください。
 2. 第24条各号に該当する書類を添付してください。

第二十八号様式(第二十九条関係)

第二十八号様式(第二十九条関係)
 登録講習機関事業承認届出書 年 月 日

国土交通大臣 職 届出者の住所
 届出者の氏名又は名称
 代表者の氏名

住宅の品質確保の促進等に関する法律第25条第2項(1)に準用する同法第12条第2項の規定に基づき、届出をいたします。

届出事項	氏名又は名称
事業の目的	国土において、
	一 代表者の住所
事業の趣意	一 業
	二 業
事業の年月日及び期間	一 業
	二 業
事業の年月日及び期間	一 業
	二 業

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格A4としてください。

第二十九号様式（第二十九条関係）

第三十号様式(第二十九条関係) 登録講習機関等事務総務部 年 月 日

国士交通大臣 殿 謝辞者 氏名
住所
氏名又は代表者の氏名
住所
氏名又は代表者の氏名
住所

次の上記登録講習機関について謝辞がありましたことを説明します。

1. 登録の年月日
2. 登録番号
3. 登録講習機関の名称
4. 登録講習機関の地位を承継する者として認定された者の氏名及び住所
5. 謝辞期間の年月日

備考 ① この期間の大きさは、日本産業規格A4とさせていただきます。
② 謝辞者は、登録講習機関の地位を承継する者以外の制成人名義の氏名を記載してください。

第三十号様式（第二十九条関係）

第三十号様式(第二十九条関係) 登録講習機関等事務総務部 年 月 日

国士交通大臣 殿 謝辞者 氏名
住所
氏名又は代表者の氏名
住所
氏名又は代表者の氏名
住所

次の上記登録講習機関について謝辞がありましたことを説明します。

1. 登録の年月日
2. 登録番号
3. 登録講習機関の名称
4. 登録講習機関の地位を承継する者として認定された者の氏名及び住所
5. 謝辞期間の年月日

備考 ① この期間の大きさは、日本産業規格A4とさせていただきます。
② 謝辞者は、登録講習機関の地位を承継する者以外の制成人名義の氏名を記載してください。

第三十一号様式（第二十九条関係）

第三十一号様式(第二十九条関係) 登録講習機関等事務総務部 年 月 日

国士交通大臣 殿 謝辞者 氏名
住所
氏名又は代表者の氏名
住所
氏名又は代表者の氏名
住所

次の上記登録講習機関について謝辞がありましたことを説明します。

1. 登録の年月日
2. 登録番号
3. 登録講習機関の名称
4. 登録講習機関の地位を承継した者の氏名及び住所
5. 謝辞期間の年月日

備考 ① この期間の大きさは、日本産業規格A4とさせていただきます。
② 謝辞者は、本人名義としてください。

第三十二号様式（第二十九条関係）

第三十二号様式(第二十九条関係) 登録講習機関等事務総務部 年 月 日

国士交通大臣 殿 謝辞者 氏名
住所
氏名又は代表者の氏名
住所
氏名又は代表者の氏名
住所

次の上記各分科によって登録講習機関の事業の全部の承継がありましたことを説明します。

1. 登録の年月日
2. 登録番号
3. 承継の年月日

備考 この期間の大きさは、日本産業規格A4とさせていただきます。

第三十三号様式(第三十条関係)

第三十三号様式(第三十条関係)
 登録簿
 年 月 日
 在 籍 地
 氏 名
 父 親 氏 名
 母 氏 名
 親 続 簿 番 号
 親 続 簿 番 号
 親 続 簿 番 号
 備考 この関係の大きさは、日本産産簿A4としてください。

第三十四号様式(第三十一条関係)

第三十四号様式(第三十一条関係)
 登録簿
 年 月 日
 在 籍 地
 氏 名
 父 親 氏 名
 母 氏 名
 親 続 簿 番 号
 備考 この関係の大きさは、日本産産簿A4としてください。

第三十五号様式(第三十一条関係)

第三十五号様式(第三十一条関係)
 登録簿
 年 月 日
 在 籍 地
 氏 名
 父 親 氏 名
 母 氏 名
 親 続 簿 番 号
 備考 この関係の大きさは、日本産産簿A4としてください。

第三十六号様式(第三十五条関係)

第三十六号様式(第三十五条関係)
 登録簿
 年 月 日
 在 籍 地
 氏 名
 父 親 氏 名
 母 氏 名
 親 続 簿 番 号
 備考 この関係の大きさは、日本産産簿A4としてください。

第四十一号様式(第四十五条関係) 型式住宅区分等製造者届書

届出者 国土交通大臣
届出先 国土交通大臣
届出先 国土交通大臣
届出先 国土交通大臣

1. 届出年月日 届出年月日
2. 届出の住所 届出の住所
3. 届出の住所 届出の住所
4. 届出の住所 届出の住所
5. 届出の有効期間 届出の有効期間
6. 備考

備考 1. この用紙の大きさには、日本産業規格A4としてください。
2. 届出内容が型式住宅区分等製造届に、届出内容が変更される必要が認められた場合は、届出内容の変更を行うことができます。
3. 不備な場合は、捺印してください。
4. 各欄に記載する事項は、印刷することになります。

第四十二号様式(第四十五条関係) 届出しない届の届書

届出者 国土交通大臣
届出先 国土交通大臣
届出先 国土交通大臣
届出先 国土交通大臣

1. 届出年月日 届出年月日
2. 届出の住所 届出の住所
3. 届出の有効期間 届出の有効期間
4. 備考

備考 1. この用紙の大きさには、日本産業規格A4としてください。
2. 届出内容が型式住宅区分等製造届に、届出内容が変更される必要が認められた場合は、届出内容の変更を行うことができます。
3. 不備な場合は、捺印してください。
4. 各欄に記載する事項は、印刷することになります。

第四十三号様式(第四十七条関係) 型式住宅区分等製造者変更届申請書

届出者 国土交通大臣
届出先 国土交通大臣
届出先 国土交通大臣
届出先 国土交通大臣

1. 届出年月日 届出年月日
2. 届出の住所 届出の住所
3. 届出の有効期間 届出の有効期間
4. 備考

備考 1. この用紙の大きさには、日本産業規格A4としてください。
2. 届出内容が型式住宅区分等製造届に、届出内容が変更される必要が認められた場合は、届出内容の変更を行うことができます。
3. 不備な場合は、捺印してください。
4. 各欄に記載する事項は、印刷することになります。

第四十四号様式(第四十八条関係) 型式住宅区分等製造者変更届届書

届出者 国土交通大臣
届出先 国土交通大臣
届出先 国土交通大臣
届出先 国土交通大臣

変更内容	変更前		変更後		変更理由
	届出年月日	届出の有効期間	届出年月日	届出の有効期間	
1. 届出の有効期間					
2. 届出の有効期間					
3. 届出の有効期間					

備考 1. この用紙の大きさには、日本産業規格A4としてください。
2. 届出内容が型式住宅区分等製造届に、届出内容が変更される必要が認められた場合は、届出内容の変更を行うことができます。
3. 各欄に記載する事項は、印刷することになります。

第四十五号様式（第四十九条関係）

第四十五号様式(第四十九条関係) 株式会社交遊会 年 月 日

目上 代表者 代表者の住所
 代表者の氏名 代表者の住所
 代表者の氏名 代表者の住所

認許に係る型式指定申請等の製造の事業を履修する中で、指定の品質確保の促進等に関する法律(昭和49年法律第49号)の規定に基づき、届け出ます。

1. 製造の事業の履修に定める型式指定申請書の提出
2. 提出しようとする年月日
3. 提出の理由

備考 この欄数の大きさは日本産業規格A4としてください。

第四十六号様式（第五十二条関係）

第四十六号様式(第五十二条関係) 株式会社交遊会 年 月 日

代表者の氏名	代表者の住所
代表者の氏名	代表者の住所
代表者の氏名	代表者の住所

注記

- ① 大きさは、日本産業規格A4としてください。
- ② 特許法、特許法施行規則、特許法施行規則に基づき、届け出ます。
- ③ 特許法、特許法施行規則、特許法施行規則に基づき、届け出ます。
- ④ 特許法、特許法施行規則、特許法施行規則に基づき、届け出ます。

備考 この欄数の大きさは日本産業規格A4としてください。

第四十七号様式（第五十八条関係）

第四十七号様式(第五十八条関係) 株式会社交遊会 年 月 日

目上 代表者 代表者の住所
 代表者の氏名 代表者の住所
 代表者の氏名 代表者の住所

認許に係る型式指定申請等の製造の事業を履修する中で、指定の品質確保の促進等に関する法律(昭和49年法律第49号)の規定に基づき、届け出ます。

1. 製造の事業の履修に定める型式指定申請書の提出
2. 提出しようとする年月日
3. 提出の理由

備考 この欄数の大きさは日本産業規格A4としてください。

第四十八号様式（第六十一条関係）

第四十八号様式(第六十一条関係) 株式会社交遊会 年 月 日

目上 代表者 代表者の住所
 代表者の氏名 代表者の住所
 代表者の氏名 代表者の住所

認許に係る型式指定申請等の製造の事業を履修する中で、指定の品質確保の促進等に関する法律(昭和49年法律第49号)の規定に基づき、届け出ます。

1. 製造の事業の履修に定める型式指定申請書の提出
2. 提出しようとする年月日
3. 提出の理由

提出事項	変更前	変更後	変更の理由	備考

備考 この欄数の大きさは、日本産業規格A4としてください。

第四十九号様式（第六十二条関係）

第五十九号様式第六十二号様式
 取締役定款式様式承認等機関事務準備届書
 年 月 日

届出先 届 出 者 の 住 所
 届出先 届 出 者 の 氏 名
 届出先 届 出 者 の 職 務

住所の記載は、届出先届出者の住所に記す。申請する届出先届出者の住所は、届出先届出者の住所に記す。

1. 届出先届出者の氏名
2. 届出先届出者の住所
3. 届出先届出者の職務
4. 届出先届出者の氏名
5. 届出先届出者の住所
6. 届出先届出者の職務
7. 届出先届出者の住所

【注】
 届出先届出者の氏名は、日本国憲法第44条第2項に規定する届出先届出者の氏名に記す。

備考 1. この届出先届出書の提出は、日本国憲法第44条第2項に規定する届出先届出者の氏名に記す。
 2. 届出先届出書の提出は、日本国憲法第44条第2項に規定する届出先届出者の氏名に記す。

第五十号様式（第六十三条関係）

第五十号様式第六十三号様式
 取締役定款式様式承認等機関事務準備届書
 年 月 日

届出先 届 出 者 の 住 所
 届出先 届 出 者 の 氏 名
 届出先 届 出 者 の 職 務

住所の記載は、届出先届出者の住所に記す。申請する届出先届出者の住所は、届出先届出者の住所に記す。

届出先届出者の氏名	届出先届出者の住所
届出先届出者の職務	届出先届出者の住所
届出先届出者の氏名	届出先届出者の住所
届出先届出者の職務	届出先届出者の住所
届出先届出者の氏名	届出先届出者の住所
届出先届出者の職務	届出先届出者の住所

【注】
 届出先届出者の氏名は、日本国憲法第44条第2項に規定する届出先届出者の氏名に記す。

備考 1. この届出先届出書の提出は、日本国憲法第44条第2項に規定する届出先届出者の氏名に記す。
 2. 届出先届出書の提出は、日本国憲法第44条第2項に規定する届出先届出者の氏名に記す。

第五十一号様式（第六十三条関係）

第五十一号様式第六十三号様式
 取締役定款式様式承認等機関事務準備届書
 年 月 日

届出先 届 出 者 の 住 所
 届出先 届 出 者 の 氏 名
 届出先 届 出 者 の 職 務

住所の記載は、届出先届出者の住所に記す。申請する届出先届出者の住所は、届出先届出者の住所に記す。

届出先届出者の氏名
 届出先届出者の住所
 届出先届出者の職務

【注】
 届出先届出者の氏名は、日本国憲法第44条第2項に規定する届出先届出者の氏名に記す。

備考 1. この届出先届出書の提出は、日本国憲法第44条第2項に規定する届出先届出者の氏名に記す。
 2. 届出先届出書の提出は、日本国憲法第44条第2項に規定する届出先届出者の氏名に記す。

第五十二号様式（第六十三条関係）

第五十二号様式第六十三号様式
 取締役定款式様式承認等機関事務準備届書
 年 月 日

届出先 届 出 者 の 住 所
 届出先 届 出 者 の 氏 名
 届出先 届 出 者 の 職 務

住所の記載は、届出先届出者の住所に記す。申請する届出先届出者の住所は、届出先届出者の住所に記す。

届出先届出者の氏名
 届出先届出者の住所
 届出先届出者の職務

【注】
 届出先届出者の氏名は、日本国憲法第44条第2項に規定する届出先届出者の氏名に記す。

備考 1. この届出先届出書の提出は、日本国憲法第44条第2項に規定する届出先届出者の氏名に記す。
 2. 届出先届出書の提出は、日本国憲法第44条第2項に規定する届出先届出者の氏名に記す。

第五十三号様式（第六十三条関係）

第五十三号様式第六十三条関係
 登録住宅型共同住宅等建設等業務関係届出書 年 月 日

届出者氏名 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
 住所
 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
 住所

次のとおり登録住宅型共同住宅等建設等業務について届出がありましたことを説明します。

1. 届出届の届出及び住所
2. 登録番号
3. 届出の目的
4. 登録住宅型共同住宅等建設等業務の進捗した者の氏名及び住所
5. 届出届の添付書類

備考 1 この関係の大きさは、日本標準規格A4としてください。
 2. 届出者は、2を記入してください。

第五十四号様式（第六十三条関係）

第五十四号様式第六十三条関係
 登録住宅型共同住宅等建設等業務関係届出書 年 月 日

届出者氏名 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
 住所
 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
 住所

次のとおり分別によって登録住宅型共同住宅等建設等業務の進捗した者の氏名及び住所を説明します。

1. 届出の目的
2. 登録番号
3. 届出の目的

備考 1 この関係の大きさは、日本標準規格A4としてください。

第五十五号様式（第六十九条関係）

第五十五号様式第六十九条関係
 登録住宅型共同住宅等建設等業務関係届出書 年 月 日

届出者氏名 氏名
 届出者の住所
 届出者の氏名
 届出者の住所

届出の届出届の届出及び住所と登録住宅型共同住宅等建設等業務の進捗した者の氏名及び住所の関係を説明します。

1. 届出届の届出及び住所
2. 届出届の届出及び住所
3. 届出届の届出及び住所
4. 届出届の届出及び住所

備考 1 この関係の大きさは、日本標準規格A4としてください。

第五十六号様式（第七十条関係）

第五十六号様式第七十条関係
 登録住宅型共同住宅等建設等業務関係届出書 年 月 日

届出者氏名 氏名
 届出者の住所
 届出者の氏名
 届出者の住所

届出の届出届の届出及び住所と登録住宅型共同住宅等建設等業務の進捗した者の氏名及び住所の関係を説明します。

1. 届出届の届出及び住所
2. 届出届の届出及び住所

備考 1 この関係の大きさは、日本標準規格A4としてください。
 2. 届出届の届出及び住所を記入してください。

第五十七号様式（第七十条関係）

第五十七号様式第七十条関係
 登録済型式改定後等関係変更申請書
 年 月 日
 国土交通大臣 殿
 申請者の住所
 申請者の氏名又は名称
 代表者名
 認定申請書を変更したため、指定品目関係の受審等に際する法律事務所等関係の
 認定申請書、申請書に訂正を行います。

1. 変更の内容
 2. 変更の理由

備考 1 この関係の大きさは、日本標準規格Aとしてください。
 2 変更前後の変更後を対照した新旧品目の関係表を添付してください。

第五十八号様式（第七十一条関係）

第五十八号様式第七十一条関係
 認定等を行った後の報告書
 年 月 日
 国土交通大臣 殿
 申請者の住所
 申請者の氏名又は名称
 代表者名
 認定申請書、認定の契約を行ったので、指定品目関係の変更に関する法律事務所等
 1項の規定に基づき、次のとおり報告します。 記
 1. 認定申請書、認定の契約を受けた者の氏名又は名称及び住所
 2. 認定申請書、認定の契約をした型式に係る型式認定申請書の関係
 3. 認定申請書、認定の契約をした型式の型式認定申請書に係る性能表示事項
 4. 住宅に係るものにおいては、認定申請書、認定の契約をした型式の型式認定申請書に係る性能
 5. 認定申請書の添付
 6. 認定申請書の受理年月日
 備考 1 この関係の大きさは、日本標準規格Aとしてください。
 2 申請者の記入である場合には、申請者の記入事項を記載してください。

第五十九号様式（第七十八条関係）

第五十九号様式第七十八号関係
 特別評価方法認定申請書
 年 月 日
 国土交通大臣 殿
 申請者の住所
 申請者の氏名又は名称
 代表者名
 住宅の品質確保の促進等に関する法律（建築法）第14条の規定による特別評価方法認定を受
 けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び認定申請書に記載の事項は、事実と相
 違ありません。 記
 1. 認定を受けようとする特別評価方法の名称
 2. 認定を受ける特別評価方法を用いて製造されるべき性能表示事項
 3. 備考
 ① 申請者が記入である場合には、申請者の住所も併せて記載してください。
 ② 申請者は、申請書提出後に特別評価方法認定を受けることとなる事を承諾する
 特別評価方法を記載してください。
 備考 1 この関係の大きさは、日本標準規格Aとしてください。
 2 各欄に記載すべき事項は、詳細に書き記すことができます。
 3 この申請書の上記各欄の欄に記入するべき事項は、記載しなくても構いませんが、欄に
 記入することを推奨します。

第六十号様式（第八十条関係）

第六十号様式第八十条関係
 特別評価方法認定書
 年 月 日
 申請者 様
 国土交通大臣 殿
 下記の特別評価方法については、住宅の品質確保の促進等に関する法律（建築法）第14条の
 規定に基づき、日本住宅性能表示基準に準じて実測による性能に關し、評価方法基準に
 従って認定されたものであることを確認する。 記
 1. 認定事項
 2. 認定をした特別評価方法の名称
 3. 認定をした特別評価方法を用いて評価されるべき性能表示事項
 4. 認定をした特別評価方法の内容
 5. 備考

第六十五号様式（第八十七条関係）

第六十五号様式(第八十七条関係) 取締役職務変更届出書 年 月 日

届出者 届出者の住所
届出者の氏名 届出者の住所
届出者の氏名

届出の目的
 (1) 役員又は取締役及び取締役以外の代表者の氏名
 (2) 取締役の職務を行う事務所の所在地
 (3) 取締役の任期
 (4) 取締役の職務を行う部門の主任の管理者の氏名
 (5) 取締役の職務を行う部門の主任の管理者の氏名
 6. 変更の事由、及び当該職務の履任を要する取締役の任期等に関する事項は、同法第44条第3項において準用する同法第45条第2項の規定に基づき、届出します。

2. 変更の理由

届出事項	変更前	変更後	変更不相当理由	備考

備考 この届出の大きさは、日本標準規格A4とさせていただきます。

第六十六号様式（第八十八条関係）

第六十六号様式(第八十八条関係) 取締役職務変更届出書 年 月 日

届出者 届出者の住所
届出者の氏名 届出者の住所
届出者の氏名

職務の変更を受けたいので、自社の役員職務の履任等に関する取締役会決議事項は、同法第44条第3項において準用する同法第45条第2項の規定に基づき、申請します。

1. 取締役の氏名
2. 取締役の任期
3. 取締役の職務を行う事務所の所在地
4. 取締役の職務を行う部門の主任の管理者の氏名
5. 取締役の職務を行う部門の主任の管理者の氏名
6. 変更の事由、及び当該職務の履任を要する取締役の任期等に関する事項は、同法第44条第3項において準用する同法第45条第2項の規定に基づき、届出します。

7. 取締役の職務を行う部門の主任の管理者の氏名

【注意】 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。

備考 1. この届出の大きさは、日本標準規格A4とさせていただきます。
2. 職務変更後に議決権の履任を要する取締役の任期等に関する事項は、同法第44条第3項において準用する同法第45条第2項の規定に基づき、届出します。

第六十七号様式（第八十九条関係）

第六十七号様式(第八十九条関係) 取締役職務変更届出書 年 月 日

届出者 届出者の住所
届出者の氏名 届出者の住所
届出者の氏名

届出の目的
 (1) 役員又は取締役及び取締役以外の代表者の氏名
 (2) 取締役の職務を行う事務所の所在地
 (3) 取締役の任期
 (4) 取締役の職務を行う部門の主任の管理者の氏名
 (5) 取締役の職務を行う部門の主任の管理者の氏名
 6. 変更の事由、及び当該職務の履任を要する取締役の任期等に関する事項は、同法第44条第3項において準用する同法第45条第2項の規定に基づき、届出します。

2. 変更の理由

届出事項	変更前	変更後	変更不相当理由	備考

備考 この届出の大きさは、日本標準規格A4とさせていただきます。

第六十八号様式（第八十九条関係）

第六十八号様式(第八十九条関係) 取締役職務変更届出書 年 月 日

届出者 届出者の住所
届出者の氏名 届出者の住所
届出者の氏名

届出の目的
 (1) 役員又は取締役及び取締役以外の代表者の氏名
 (2) 取締役の職務を行う事務所の所在地
 (3) 取締役の任期
 (4) 取締役の職務を行う部門の主任の管理者の氏名
 (5) 取締役の職務を行う部門の主任の管理者の氏名
 6. 変更の事由、及び当該職務の履任を要する取締役の任期等に関する事項は、同法第44条第3項において準用する同法第45条第2項の規定に基づき、届出します。

2. 変更の理由

届出事項	変更前	変更後	変更不相当理由	備考

備考 この届出の大きさは、日本標準規格A4とさせていただきます。

第六十九号様式（第八十九条関係）

第六十九号様式(第八十九条関係) 登録改組機関等承認申請書 年 月 日

国士交通大臣 殿 説明者 氏名 住所

次のとおり登録改組機関について承認がなされましたことを説明します。

1. 被相続人の氏名及び住所
2. 相続の年月日
3. 相続財産
4. 登録改組機関の総括を承継する者として選定される者の氏名及び住所
5. 相続開始の年月日

備考 1 この関係の大きさは、請求書第44としてください。
備考 2 説明者は、登録改組機関の総括を承継する者と選定された者の住所の被相続人住所の氏名を記載してください。

第七十号様式（第八十九条関係）

第七十号様式(第八十九条関係) 登録改組機関等承認申請書 年 月 日

国士交通大臣 殿 説明者 氏名又は事務及び法人にあっては代表者の氏名 住所
氏名又は事務及び法人にあっては代表者の氏名 住所

次のとおり登録改組機関について承認がなされましたことを説明します。

1. 被相続人の氏名及び住所
2. 相続の年月日
3. 相続財産
4. 登録改組機関の総括を承継した者の氏名及び住所
5. 相続開始の年月日

備考 1 この関係の大きさは、請求書第44としてください。
備考 2 説明者は、2以上としてください。

第七十一号様式（第八十九条関係）

第七十一号様式(第八十九条関係) 登録改組機関等承認申請書 年 月 日

国士交通大臣 殿 説明者 氏名又は事務及び法人にあっては代表者の氏名 住所
氏名又は事務及び法人にあっては代表者の氏名 住所

次のとおり分割によって登録改組機関の事業の承継がなされたことを説明します。

1. 分割の年月日
2. 相続財産
3. 承継の年月日

備考 1 この関係の大きさは、請求書第44としてください。

第七十二号様式（第九十五条関係）

第七十二号様式(第九十五条関係) 登録改組機関等承認申請書 年 月 日

国士交通大臣 殿 提出者の住所 提出者の氏名住所
提出者の住所 提出者の氏名住所

債権の品質確保が債権者に對する法律第43条第3項(2)で準用する民法第23条第1項の規定に基づき、債権の承継の一環として債権の承継がなされたこと、次のとおり報告します。

1. 債権(債目)上りとする債権の承継の概要
2. 債目(債目)上りとする年月日
3. 債目上りする金額にあっては、その期間
4. 債目(債目)の理由

備考 1 この関係の大きさは、請求書第44としてください。

第七十三号様式（第九十六条関係）

第七十三号様式(第九十六条関係) 登録実務経験が異なる登録簿 年 月 日

国土交通大臣 職 届出者の住所
届出者の氏名 又は住所
届出者の氏名 又は住所
届出者の氏名 又は住所

登録簿を異にする関係が異なる登録簿の届出に必要とする登録簿は各登録簿に2以上の項目とする関係が異なる登録簿の届出に必要とする。関係の異なる登録簿は以下の通り。

備考 1 この関係の大きさは、非本籍者欄Aとしてください。
2 届出に必要とする登録簿を併記してください。

第七十四号様式（第九十六条関係）

第七十四号様式(第九十六条関係) 指定住宅地権者登録簿 年 月 日

国土交通大臣 職 届出者の住所
届出者の氏名 又は住所
届出者の氏名 又は住所
届出者の氏名 又は住所

登録簿を異にする関係が異なる登録簿の届出に必要とする登録簿は各登録簿に2以上の項目とする関係が異なる登録簿の届出に必要とする。関係の異なる登録簿は以下の通り。

備考 1 この関係の大きさは、非本籍者欄Aとしてください。
2 変更前後が変更後を参照した新旧各文の前後表を併記してください。

第七十五号様式（第百三条関係）

第七十五号様式(第百三条関係) 指定住宅地権者登録簿 年 月 日

国土交通大臣 職 届出者の住所
届出者の氏名 又は住所
届出者の氏名 又は住所
届出者の氏名 又は住所

指定住宅地権者登録簿に必要とする登録簿は各登録簿に2以上の項目とする関係が異なる登録簿の届出に必要とする。関係の異なる登録簿は以下の通り。

備考 1 関係(関係)よりなる関係
2 関係(関係)よりなる関係
3 関係(関係)よりなる関係
4 関係(関係)よりなる関係

備考 この関係の大きさは、非本籍者欄Aとしてください。

第七十六号様式（第百四条関係）

第七十六号様式(第百四条関係) 指定住宅地権者登録簿 年 月 日

国土交通大臣 職 申請人

1. 指定住宅地権者登録簿に必要とする関係が異なる登録簿の届出に必要とする関係が異なる登録簿の届出に必要とする。関係の異なる登録簿は以下の通り。

申請人 【氏名(関係)】
【住所(関係)】
【関係(関係)】

代理人 【氏名(関係)】
【住所(関係)】
【関係(関係)】

相手方 【氏名(関係)】
【住所(関係)】
【関係(関係)】

2. 関係(関係)に関する事項
【関係(関係)】
【関係(関係)】

3. 指定住宅地権者登録簿
【関係(関係)】
【関係(関係)】

4. 指定住宅地権者登録簿の届出に必要とする関係が異なる登録簿の届出に必要とする。関係の異なる登録簿は以下の通り。

5. 関係(関係)に関する事項
【関係(関係)】
【関係(関係)】

備考 1 この関係の大きさは、非本籍者欄Aとしてください。
2 指定住宅地権者登録簿に必要とする関係が異なる登録簿の届出に必要とする関係が異なる登録簿の届出に必要とする。関係の異なる登録簿は以下の通り。
3 関係(関係)よりなる関係
4 関係(関係)よりなる関係
5 関係(関係)よりなる関係

第七十七号様式(第百二十一条関係) 年度報告書
(種 別) (種 別)
当分の品等価格の増減等に関する計算書類(別記第2条第4号の規定により、当該計算書類を提出します。)

任意組合等税務支援センター 様
任意組合等税務支援センター 様
任意組合等税務支援センター 様

科 目	平 算 額 (円)	前年度予算額 (円)	増 減 額 (円)	備 考
1. 収入の部				
1. 会費収入				
2. 申請手数料収入				
3. 任意組合等税務支援センター 収入合計				
2. 支出の部				
1. 人件費				
2. 事務用品費				
3. 役員報酬費				
4. 申請手数料費				
5. 雑費・役員報酬費				
6. 雑費				
7. 役員報酬				
8. 任意組合等				
9. 雑費				
支出合計				

【注】
① 収入合計、支出合計の一致を確保してください。
② 当分の品等価格の増減等に関する計算書類(別記第2条第4号の規定により、当該計算書類を提出します。)

第七十八号様式(第百二十一条関係) 年度報告書
任意組合等税務支援センター 様
任意組合等税務支援センター 様

任意組合等税務支援センター 様
任意組合等税務支援センター 様
任意組合等税務支援センター 様

種 別	数 量	前年度実績価格	当年度実績価格
1. 職員給与等			
(職員の氏名)			
職員の氏名	給与(円)	従事割合(%)	前年度賃額(円)
	(A)		(B)
合 計			
(職員の氏名)			
職員の氏名	前年度賃額(円)	当年度賃額(円)	前年度賃率(%)
	(A)	(B)	(C)
			(D) × (A) × (B) / (C)
合 計			

3. 事務所経費
(1) 事務所の経費
(2) 事務所の経費(別記第4条第2号)
(3) 事務所の経費(別記第4条第3号)

事務所の経費(円)	前年度実績(円)	当年度実績(円)	前年度実績(円)	当年度実績(円)
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)

【注】
① 当分の品等価格の増減等に関する計算書類(別記第2条第4号の規定により、当該計算書類を提出します。)

第七十九号様式(第百二十一条関係) 年度報告書
任意組合等税務支援センター 様
任意組合等税務支援センター 様

任意組合等税務支援センター 様
任意組合等税務支援センター 様
任意組合等税務支援センター 様

種 別	数 量	前年度実績	当年度実績
1. 収入の部			
合 計			

【注】
① 収入合計、支出合計の一致を確保してください。

第八十号様式(第六百二十三条関係) 年度別収支計算書
 (業 務 記 録 簿 目)
 官公庁の品置積換の取替等に関する法律施行規則第23条第1項の規定により、政務官補選
 事務費に算入する。 年 度 目
 官公庁事務費支費センター 額

科 目	計	前年度(前)	前々年度(前)	前々々年度(前)	前々々々年度(前)
第I科 1. 収入 2. 前年度繰り越金 3. 当年度繰り越金 4. 収入計(内)					
第II科 1. 人件費 2. 業務委託料 3. 社会福祉費 4. 給与等支払金 5. 雑費 6. 印刷費 7. 旅費 8. 立寄金 9. 委託料 10. 雑費					
前年度繰り越金(前)					

(注)
 ① 収入の計が、前年度及び前々年度との合計額と一致しないときは、
 ② 収入の計は、前年度及び前々年度との合計額と一致しないときは、
 ③ 繰り越金は、必要に応じて、各年度の収支計算書に、それぞれ記載し、予算額との差
 額をこの欄に入記しなくてはならない。
 備考 この欄の記入は、日本書式第44号として行う。